

会 議 録 目 次

平成 1 9 年第 1 回海田町議会 3 月定例会（第 1 日目）

平成 1 9 年 3 月 7 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について……………	5
日程第 4	諸 般 の 報 告……………	6
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
日程第 5	第 1 号議案 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について……………	1 1
日程第 6	第 2 号議案 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について……………	1 4
日程第 7	第 3 号議案 広島県海田高等学校財産組合規約の変更について……………	1 4
日程第 8	第 4 号議案 安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について……………	1 6
日程第 9	第 5 号議案 広島広域行政圏協議会規約の変更について……………	1 7
日程第10	第 6 号議案 町道の路線の認定について……………	1 9
日程第11	第 7 号議案 海田町副町長定数条例の制定について……………	2 3
日程第12	第 8 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	2 4
日程第13	第 9 号議案 海田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
日程第14	第10号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）……………	2 6
日程第15	第11号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	5 2
日程第16	第12号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	5 5
日程第17	第13号議案 平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）……………	5 7

日程第18	第14号議案	平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）	58
日程第19	施政方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
		（延会）・・・・・・・・・・・・・・・・	73

平成19年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成19年3月7日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月7日（水）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
助	役	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	西 本 徹 郎
税 務 課	長	朝 倉 登司雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	植 野 敏 彦
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所	長	岡 田 寿 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		木 原 正 博
次 長		新 浜 憲 治
子 育 て 支 援 室	長	寺 田 修 康

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 4 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

日程第 5 第 1 号議案 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

日程第 6 第 2 号議案 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について

日程第 7 第 3 号議案 広島県海田高等学校財産組合規約の変更について

日程第 8 第 4 号議案 安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について

日程第 9 第 5 号議案 広島広域行政圏協議会規約の変更について

日程第10 第 6 号議案 町道の路線の認定について

日程第11 第 7 号議案 海田町副町長定数条例の制定について

日程第12 第 8 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第13 第 9 号議案 海田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第10号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第15 第11号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第16 第12号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第17 第13号議案 平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第18 第14号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの16日間と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第3、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(原田) ただいまの出席議員は15名です。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙の配付)

○議長(原田) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(原田) 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼に応じて順次投票)

○議長(原田) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に15番、佐中議員、1番、久留島議員を指名します。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(原田) 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票数15票、無効投票数ゼロ票。有効投票中、前田議員2票、佐中議員5票、原田議員8票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。よって、私、原田が当選しました。議場閉鎖を解除いたします。

(議場解除)

○議長（原田）ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に議長の私が当選いたしました。本席から、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知を行います。以上で選挙を終わります。ご協力ありがとうございました。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時12分 休憩

午前9時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております。

海田地区消防組合議会と安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、後ほどそれぞれ報告していただきますが、その他、主なものといたしましては、2月16日に平成18年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として14年以上在職の河野議員、崎本議員、そして私が自治功労表彰を受けましたので、報告いたします。また、本町の議会だよりが広島県町村議会議長会の広報コンクールにおいて最優秀賞を受賞しましたので、あわせて報告いたします。また、海田町国民保護計画書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月22日及び2月22日に定例議会が開催されておりますので、消防議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。前田議員。

○13番（前田）それでは、海田地区消防組合の議会報告をさせていただきます。

まず、平成18年12月22日に平成18年第2回定例会が開催されました。提出事件は、報告1件、専決処分の承認4件、規約変更1件、決算認定1件、条例改正1件、補正予算1件、その他議案3件でした。報告第1号につきましては、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてで、平成18年4月1日から同組合に大竹市が加入すること及び組合規約の変更について、平成18年2月17日

に専決処分をしたものでした。承認第1号につきましては、海田地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、平成18年2月17日に専決処分をしたものです。新たに船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料に関する規定を設けたものでした。全会一致で承認されました。承認第2号につきましては、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてで、平成18年4月1日から同組合に大竹市、竹原市及び宮島競艇施行組合が加入すること並びに組合規約の変更について、平成18年2月27日に専決処分をしたものでした。全会一致で承認されました。承認第3号及び承認第4号につきましては、消防組織法の改正に伴い、引用条項の整理のため海田地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに海田地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正するもので、平成18年8月25日に専決処分をしたものでした。全会一致で承認されました。第2号議案につきましては、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてで、平成19年2月1日から同組合に広島県後期高齢者医療広域連合が加入すること及び組合規約の変更に係るものでした。第3号議案、平成17年度決算の認定につきましては、歳入総額17億6,717万8,795円、歳出総額17億5,220万7,860円で、繰越額1,496万9,935円で認定されました。続いて、第4号議案、第5号議案、第6号議案につきましてはそれぞれ、公平委員会の事務の委託の廃止について、広島県市町公務災害補償組合からの脱退について、広島県市町職員手当組合からの脱退についてで、いずれも平成19年3月31日をもって海田地区消防組合を解散することに伴う廃止・脱退にかかわるものでした。第7号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防職給料表を適用している広島市の給与改定に準じ、平成19年1月1日から月額0.5%の減額及び給料の減額割合の改定を行うものでした。続いて、第8号議案、平成18年度海田地区消防組合一般会計補正予算は、歳入歳出予算総額を401万1,000円増額するものでした。いずれも全会一致で可決されました。

また、2月22日に開かれた定例会につきましては、提出事件はありませんでした。

なお、関係資料につきましては議会事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと存じます。以上で報告を終わります。

○議長（原田）続いて、安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去る12月22日及び2月27日に定例議会が開催されておりますので、議会の概略について、安芸地区衛生

施設管理組合議会議員の助役から報告を求めることにいたします。助役。

○助役（山本） それでは、昨年の12月22日に開催されました平成18年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会並びに本年2月27日に開催されました平成19年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。

初めに、昨年12月22日に開催されました平成18年第2回定例会におきましては、議案7件が提案されました。まず、議案第8号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでございますが、内容につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合が設立されることに伴い、構成団体にこれを加えるものでございます。次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、内容は、少子・高齢化に対応するため、職員の扶養手当について3人目の子等にかかわる支給月額を1,000円引き上げ、5,000円から6,000円となるもので、平成19年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案第10号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございますが、地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約を締結することができる契約について、1号として、物品を借入れる契約のうち、商慣習上複数年度にわたり契約することが一般的であるもの、2号としまして、役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の、毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務にかかわるものとするもので、平成19年1月1日から施行するものでございます。次に、議案第11号、監査委員の選任についてでございますが、議員のうちから選任する監査委員として、府中町議会議長の久保博氏を選任するものでございます。続きまして、議案第12号、平成17年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定でございますが、監査委員から各会計とも適正に処理されているものとの報告を受けました。続きまして、議案第13号、平成18年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成17年度の決算剰余金の確定並びにし尿処理費の入札執行残に伴い、歳入歳出の予算総額からそれぞれ485万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,202万3,000円とするものでございます。続きまして、議案第14号、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第2号）ですが、これにつきましても、平成17年度の決算剰余金の確定により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ641万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,331万7,000円とするものでございます。以上、提案されました7議案すべてにつきまして、全会一致で可決されました。

続きまして、平成19年2月27日に開催されました平成19年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会につきましては、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についての議案外4件の議案が提案されました。まず、議案第1号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更については、平成19年4月1日から海田地区消防組合議会及び山県西部消防組合が広島県市町職員退職手当組合を脱退すること及び世羅中央病院組合が世羅中央病院企業団に名称を変更すること並びに規約中の「収入役」を「会計管理者」に改めること等でございます。続いて、議案第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更についてでございますが、平成19年4月1日から三原広域市町村圏事務組合が広島県市町公務災害補償組合に加入すること及び世羅中央病院組合が世羅中央病院企業団に名称変更すること及び海田地区消防組合及び山県西部消防組合が脱退すること並びに会計管理者の設置規定を設けるものでございます。次に、議案第3号、組合経費の関係市町の負担についてでございますが、組合規約第12条第3項の規定に基づき、構成市町の負担金につきましては毎年度組合議会の議決を経て定めることになっております。負担方法につきましてはこれまでと同様の方式で算定するものであり、平成19年度の一般会計にかかわる構成市町の負担金合計額につきましては総額4億7,658万1,000円となっております。このうち、海田町の負担額は6,557万1,688円でございます。また、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計にかかわる構成市町の負担金合計額は総額8億7,244万円で、海田町の負担額は2億1,709万7,082円でございます。次に、議案第4号、平成19年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算ですが、これは主としてし尿関係の予算でございまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,567万円となっており、前年当初予算比較で1,120万8,000円、1.79%の減となっております。次に、議案第5号、平成19年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、運転保守管理業務委託や公債費の償還金など、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億8,022万8,000円となっており、前年度の当初予算と比較しますと6,139万1,000円、5.9%の減となっております。以上、提案されたすべての議案が全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局で保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
以上で報告を終わります。

○議長（原田）以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日は多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、海田町国民保護計画についてでございますが、1月22日に広島県知事との協議を終え、策定の運びとなりましたので、本定例議会での報告とさせていただきます。今後は、この計画を住民の皆様公表することといたしております。

次に、海田町消防団長の後原進氏が2月28日付で勇退され、後任として山本昭氏が就任されました。

続きまして、1月7日に海田小学校体育館において、消防団員、消防職員、少年消防クラブ員など、約220名が参加して平成19年消防出初め式を行いました。当日はあいにくの天候にもかかわらず、町民の皆様約150名が式典や、海田地区消防組合としては最後となるはしご乗りを参観され、防火意識の高揚を図ることができました。

また、同日に平成19年成人祭を海田公民館において開催いたしました。出席者は233名で、約66%の出席率でございました。式典におきましては、新成人の皆さんが厳粛な態度でお祝いの言葉に耳を傾け、続いて実行委員会が中心となり行われた記念パーティーでも楽しいひとときを過ごしておられました。

次に、広島ガステクノ株式会社が本町と締結しております公害防止協定に基づき平成18年12月に実施した環境測定の結果は、いずれの測定項目も公害防止協定での排出計画値を下回ったものでした。

続きまして、12月定例議会で補正予算の承認をいただきました、町と企業、商店が一体となって子育て世帯を応援する子育て支援パスポート事業についてでございますが、現在、4月からの事業の実施に向け、参加企業等の募集を始め、参加申し込みを受け付けるとともに、事業実施に向けPRをしております。

次に、平成14年10月8日に発生しました幸保育所園児の事故に対する損害賠償請求事件の控訴審についてでございますが、4回の審理を経て、3月15日に判決の言い渡しがある予定でございます。

続きまして、2月22日にひまわりプラザにおきまして「男女共同参画社会の実現にむけて」をテーマに男女共同参画講演会を開催いたしました。当日は、家庭内におけるD

V被害、高齢者虐待、児童虐待などの例をもとにして、男女の人権尊重を目指すための内容で講演を行いました。今後とも、男女それぞれが生き生きと生活できる社会の実現に向け、努力をしていきたいと考えております。

次に、広島県後期高齢者医療広域連合が2月1日に設立され、同日に発足式及び構成団体23市町の首長による広域連合長選挙が行われ、府中市長が選出されました。今後は、20年4月1日の施行に向けて、条例の制定など体制整備が進められるスケジュールとなっております。

続きまして、連続立体交差事業についてでございますが、今年1月に広島県、広島市が事業スケジュールの見直しを行い、高架本体工事の着工を7年間先延ばしされましたので、今後、本町の各年度における負担金額等の変更について、県と連携をとり、対応してまいりたいと思います。なお、地元の関係者の方々には3月19日に説明会を開催することとしております。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、昨年10月に実施しました地元説明会開催後、同じ土地利用をしている方を対象に区域内を4班に分け、班別説明会を開催しました。班別説明会には22名の方が出席され、いろいろなご質問やご意見を伺うことができました。また、当日欠席された方や個別に話を聞きたいという方につきましては、1軒ずつ個別に訪問し、ご説明申し上げているところでございます。

続きまして、海田市駅エレベーター新設工事についてでございますが、当初の予定より早く工事が完了し、3月5日より利用が可能となり、駅の利用や南北の通行のバリアフリー化が実現いたしました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、規約変更5件、町道認定1件、条例制定2件、条例改正4件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第5、第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団

体から海田地区消防組合及び山県西部消防組合が平成19年4月1日から脱退すること並びに地方自治法の一部改正に伴い、組合規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書1ページとあわせて資料1の「新旧対照表」をお開きください。今回の組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部改正によりまして収入役制度の廃止及び吏員とその他職員の区分の廃止に伴い、資料1の「新旧対照表」のとおり、第9条、第9条の2、第10条をそれぞれ改めるものでございます。また、組合を組織します一部事務組合の組合からの海田地区消防組合、山県西部消防組合の脱退、名称変更といたしまして世羅中央病院組合が世羅中央病院企業団に変更するため、第2条関係の別表を改めるものでございます。施行期日につきましては、平成19年4月1日からの施行としております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。2点お尋ねいたしますが、広島県内の組合の加盟、市町があるわけですが、23以外に入っているところと入っていないところ、それから、一部事務組合でまたこれも入っているところと入っていないところ、合わせて数がどのくらいになるのか。

もう1件は、脱退をして単独で退職、これはどういうんですか、組合でないですから、退職制度ですね、そういうのを持っておるところは何件あるのか、お尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）組合を組織します地方公共団体の数は今まで30団体ございました。これが今回2団体脱退いたしましたので、28団体となります。それから、23市町のうち、入っておりますのが16団体が加入しております。

組合に加入していないところでございますけれども、それぞれ独自の負担金の算出といたしますか、そういう方法で取り組んでおります。

○議長（原田）もう1点、今の、一部事務組合を抜けたところは独自で退職のあれを持っているのかどうかというのを質疑いただきましたので、あわせて。総務課長。

○総務課長（西本）ただいま申しましたように、独自の方法で負担金の算定に取り組んでおるということです。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）単独でやっておられるところは何ぼかと聞いたんですが、わからんならわからんでいいですが、私がこれを通じて聞きたいのは、広島市の市長の退職金が多いとか少ないとかというのが論議されて、いろんな経過をたどっておるわけですが、退職制度を単独でやった場合と組合でやった場合の、いわゆる今で言う行革の問題ですね、これによって大きな差が出るようであれば、考える必要があるし、行政改革の中の1つではないかなというように感じたので、その辺がわかればお答え願いたいのと、一部事務組合でこうして退職手当組合に加入しておられますが、単独で行った場合の退職金の試算、これが変更があるのかどうか。これは、報酬は給料によっていろいろ掛金が違っておのずから出てくると思うんですけども、一部事務組合と単独で退職制度との、そうした受け取り方の問題もあるでしょうが、経費の問題で見直す時期ではないかなというように感じるので、その辺の差、それが知りたいと思ってお尋ねするんです。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）単独で行った場合と組合で行った場合の差があるかというご質問でございましたけれども、退職者が多い時期、そうでない時期によって、若干そういう条件で変わってくるものと思いますけれども、特に試算をしたことはございません。それと、組合で行った場合には事務費は若干かかってくるという、その分の人件費を向こうが持ちますので、そういうことがあろうかと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第1号議案についてはこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第2号議案、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について。広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体に、平成19年4月1日から三原広域市町村圏事務組合が加入すること、山県西部消防組合及び海田地区消防組合が脱退すること並びに地方自治法の一部改正に伴い、組合規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、第2号議案、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書2ページとあわせて資料2の「新旧対照表」をお開きください。今回の組合規約の変更につきましては、第1号議案と同様に、地方自治法の一部改正に伴い、資料2の「新旧対照表」とおり、第8条、第9条、第10条をそれぞれ改めるものでございます。また、組合を組織します一部事務組合の組合からの脱退、そして新たな加入により増減と名称の変更に伴いまして別表を改めるものでございます。施行期日につきましては、平成19年4月1日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第7、第3号議案、広島県海田高等学校財産組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、広島県海田高等学校財産組合理約の変更について。地方自治法の一部改正に伴い、広島県海田高等学校財産組合理約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第3号議案、広島県海田高等学校財産組合理約の変更についてご説明いたします。議案書3ページ「第3号議案」と資料3「広島県海田高等学校財産組合理約新旧対照表」をお願いいたします。今回の組合理約の変更につきましては、前の2議案と同様に「助役」が「副市町長」に変更されたこと、収入役制度の廃止及び吏員とその他職員の区分を廃止することを内容とした地方自治法の一部改正に伴う所要の変更とあわせて条文の整理をするもので、資料3の「新旧対照表」のとおり、第5条、第7条及び第8条をそれぞれ変更するものでございます。なお、施行期日につきましては平成19年4月1日としております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。海田中学校も財産組合があったのが、これが解散したというふうに認識しておるんですが、海田高校も私はもう既に解散しておるんだという認識をずっと持っておったんですが、この経過については一時そういうのも論議があったと思うんです。その経過はどうなっているのか、お尋ねするんです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）広島県海田高等学校財産組合につきましては、現在海田高等学校が使っております土地の部分、この財産をこの組合で所有しております。それで、財産を有しておりますので、組合自体はまだ解散しておりません。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、財産資格、いわゆる地権の管理者というのか、地権者ですね、財務局であるのか、あるいは広島市の船越部分であるのか、広島県もある、もちろん海田もあるでしょうが、そういう組合というんですか、これらはどこどこが該当しておるんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）広島県海田高等学校財産組合を構成している団体は、広島市、海田町、熊野町、坂町の、1市3町でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）これらの経過について、解散とか、あるいは、財産ですから、いろいろ権利を主張すればなかなか難しいところもあるんですが、今後の推移、やっぱりこれがずっと続くのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては私も、今まで何でこんなに引っ張っているというんですか、解決していないということを思いまして、昨年2回ほど県の教育委員会に申し入れて、整理したいし、早く解決してもらいたいという申し入れをしております。それ以後、後ほど1回ほど調整のために話し合いをするということで、まだそのままになっておるんですが、海田中学校の組合と同じように、ずっと続いておることについて何かの解決策をしたいという考えで今交渉中でございますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第4号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）議案に先立ち、資料4の差しかえがありましたことをおわび申し上げます。

それでは、第4号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について。地方自治法の一部改正に伴い、安芸地区衛生施設管理組合規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）それでは、第4号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の一部を改正する規約の内容についてご説明させていただきます。説明に先立ちまして、資料4

の「安芸地区衛生施設管理組合規約新旧対照表」を議員の皆様にお配りしました後に訂正箇所が見つかり、差しかえさせていただくことにつきまして、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。今回の改正は、前3議案と同様、地方自治法の一部改正により安芸地区衛生施設管理組合の規約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。資料4の「新旧対照表」とあわせてご覧いただきたいと思います。改正の内容でございますが、第5条、第6条の「助役」を「副市町長」に、8条の「収入役」を「会計管理者」に、9条の見出しと本文中の「副管理者及び収入役」を「副管理者」に改め、「収入役」を削るものでございます。次に、10条中の「吏員その他の職員」を「職員」に改めるものでございます。この規約の施行は平成19年4月1日から施行するものでございます。なお、施行に際しまして在職しています組合の収入役は、その任期中に限り在職するものとし、在職期間中は改正前の規定の効力を有するものとしております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第5号議案、広島広域行政圏協議会規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、広島広域行政圏協議会規約の変更について。地方自治法の一部改正に伴い、広島広域行政圏協議会規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、第５号議案、広島広域行政圏協議会規約の変更についてご説明いたします。議案書５ページとあわせて資料５の「広島広域行政圏協議会規約新旧対照表」をお願いいたします。今回の協議会規約の変更につきましては、今までの議案と同様に、地方自治法の一部改正により、資料５の「新旧対照表」のとおり、第９条の「助役」を「副市町長」に変更するものでございます。なお、施行期日につきましては、平成19年４月１日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）15番、佐中です。広島広域行政圏協議会、久々に私は認識したというか、合併のそういう論議以来よみがえったというか、そういう感じでおるんですが、実際大竹から呉市までの範囲だったと思うんですけども、年間の事業はどういうことをやっておられるのか、お尋ねするんです。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）広島広域行政圏のまず構成市町でございますが、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町の、１市４町でございます。それから、協議会の活動内容でございますが、広島広域行政圏計画を策定し、同計画に基づき事務事業の連絡調整を行っております。また、共同事業といたしましては、広島広域都市圏形成懇談会事業への参加、これは情報誌への情報提供とか、図書館の広域利用などとともに、広域行政圏に関する先進地視察、研修会への参加、広島市が実施する職員研修の参加、そのほかＪＲ在来線の整備強化についてＪＲ西日本広島支社への要望活動等を行っております。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）私の認識と何か違うような気がして説明を今聞いたんですが、広島市と安芸郡４町と。私が言っているのは、じゃ、あれは名称は何でしたかね。私はそれが該当するのではないかというふうに判断しておったんですが、お尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）佐中議員ご指摘の部分は、以前に広島広域市町村圏というものが昭和47年に設定されておりました、このときが広島市、それから大竹市、廿日市市ぐらいまで含んだ広い区域でございました。それが平成12年に圏域の見直しによりまして広島市と安芸郡、それから廿日市市を中心とした圏域に見直されたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第10、第6号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、町道の路線の認定について。新たに道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）それでは、第6号議案、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定によりまして議決をお願いするものでございます。今回の路線名は町道335号線で、起点は海田町東昭和町644番25地先、終点は海田町東昭和町642番5地先でございます。

資料6の「町道路線認定箇所図」のご準備をお願いいたします。1ページでございますが、位置図でございますが、この道路は位置図下側の町道216号線と位置図上側の町道3号線に接続する道路で、延長221メートル、幅員4.2メートルでございます。現在の状況は、図面下側の実線の箇所は道路位置指定された道路で、延長137.6メートル、幅員4.2メートルでございます。それから、行きどまり部に転回広場がございます。その先の点線の箇所は延長83.4メートルで、道路の形態はございません。2ページをお願い

いたします。A～A断面は道路位置指定された道路の箇所、幅員は4.2メートルで、両側にL型側溝があり、舗装はされていません。B～B断面の箇所は道路の形態がない箇所、幅員は4.2メートルでございます。3ページをお願いいたします。経緯でございますが、昭和45年2月27日に広島県より道路位置指定を受けております。延長が92.4メートル。次に、48年3月12日に、同じく広島県より道路位置指定を受けております。延長が45.2メートルで、合計137.6メートルの道路位置指定となっております。それで、17年5月11日、町道認定と道路整備について地域住民の方々より陳情書の提出がございました。平成18年6月28日、町道認定と道路整備の早期実施について地域代表者の方々より陳情書の提出がございました。さらに平成19年1月5日、土地所有者より寄附申込書及び町道編入同意書の提出がございました。町といたしましては、現在の道路を利用されている23世帯を含め地域の多くの方々より町道認定と道路整備の要望がありますこと、また、地域は住宅が連担した地域で、町道として整備すれば、行きどまりが解消され、一般交通の用に供する道路として通行の利便性が向上し、また、火災時などの災害時に消火活動や避難に有効利用されることとなること、以上のことによりまして、この道路は生活道路として地域に必要な道路であると総合的に判断いたしまして、今回、町道認定をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。随分苦しい、認定基準にはまっていないような、はまっているような基準なんですけれども、ただ、今回の寄附を受けられて新たに道路形成をして認定ということなんですけれども、この資料の2ページですと、今回のB～B断面は側溝部分がないんですけれども、一体的に側溝部分は整備をなさるのでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）B～B断面のものにつきましては、現在は道路の形態をなしておりませんけれども、A～A断面と同じく道路側溝を整備してまいります。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。確認しておきますが、この間つくった道路の認定基準に合致しておるかどうかというのがまず1つ。

2つ目は、位置指定道路の部分と寄附申請部分のとり合い部分が若干狭いのではないかと、いわゆる断面はA～A、B～Bともども4.2で書いておりますが、位置指定

部分と新規の寄附部分のとり合い付近が若干狭いんじゃないか、いわゆる4.2の幅員がとれるのかどうかということ。

もう一つは、過去に位置指定道路が袋の状態であったということから、恐らく35メートルですか、転回場所、待避場所があったと思うんですが、これの町道認定の部分では待避場所、転回場所が見当たらんのです。これがどういうふうになっておるのかということ。以上、3点お聞きします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）基準でございますが、基準でいきますと、道路位置指定された道路、これにつきましては、現在のところ転回広場がありますから、私有道路の町道編入基準の例外的な場合の基準には該当しております。

2点目の現在道路がないところにつきまして狭いのではないかとということでございますが、これにつきましても、整備する時点では4.2メートルと同じような形で整備をする予定としております。

それから、3点目、転回するところにつきましては、寄附を受けるときには今度は通り抜けになりますから、その部分は寄附を受けるようにはしておりません。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃ、寄附を受けなかったら、この部分はどうなりますか。今までそれは道路として認めておったのを、寄附をしないということになったら、位置指定解除か、そのものをどういうふうな扱いにされるか。別に、寄附を受けるんじゃないから、今まで道路の形態どおり寄附を受けても、そこが若干広くても私は差し支えないと思いますが、その点はどうですか。どうしても4メートルなきゃいけないということはないんじゃないけん。広くても先々有効活用ができるし、その点。例えば広かっても、今のごみ区分の集積場にも若干使えるかもわからないし、道路が別に広くても、どうしても4.2メートルなくても、間には5メートルあったところがあっても、現在のとおりで寄附してもらったらどうですか。その点をお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）言われるそれもいいことではあるんですが、将来的には通り抜けになるということで、そちらの部分も新たに土地を寄附してもらうということで、その転回広場は除いた形での寄附をしていただくという話になっております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうじゃなくて、私が言うのは、規定があったでしょうが。昭和45年2月27日より広島県から道路指定を受けた92.4メートル先に旋回広場があるでしょう。この文章のままを道路指定、海田町に寄附してもろうても、今の旋回広場のところが若干広うても、別に道路に対して差し支えないんじゃないですか。私はそれを言うんです。わざわざ4.2メートルにこだわらなくても、旋回広場があったら旋回広場もそのまま道路指定に寄附してもろうたら。今まで道路指定を受けたところを、それじゃ、その道路指定旋回広場はだれのものになるんですか。現状維持で4.2メートル、旋回広場も同じく寄附してもろうて、通り抜けせんでも、途中で用事が済んだものはその旋回広場を通って向きを変えりゃええんじゃないから、どうしても120メートルか、通らにゃいけないということはないんじゃないから、ここらの基準というものが、どうしても4.2メートルじゃなくてもいいじゃないですか、道路の真ん中のところに旋回広場があっても。例えば火事があったとき、消防車が2台とまって、そこから放水することもできるし、利用価値はいっぱいあると思いますが、その点についてどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）この路線につきまして、地権者の方と相談する中で、今現在の回転広場といわゆるまだ未整備の区間の所有者が同一でございます。その中で現時点においてはいわゆる回転広場について通り抜けというか、そういう整備が済む状態の中で4メートル20でお願いしたいということでございますが、今、議員がご指摘のように、もう1度所有者と話し合って、できる限りそういう状況、いわゆる回転広場が残る状況で進めてみたいと思っております。

○議長（原田）そのほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。現地へ行ってみましたが、黒い線の囲んであるところは問題はないわけですが、点線のところ、行きどまりになっていますし、電気の鉄塔がある。ちょっと先には家が来ている。これは左側には畑がある。それで4.2メートルをBの点線のところ、3号線に出すまでに大分まだ紆余曲折が予想される。距離も結構ありますし、現地を見た感じでは、まだそう容易でないと。総延長も250メートルで、かなりあるんですけれども、畑とか鉄塔とか、最初のA～A断面のあれを延ばすともう鉄塔にぶち当たりますし、曲げるにしても畑があるわけで、その辺の、点線のところを3号線に出すまでにかなり紆余曲折があると現地に行って感じたんですけれども、どうされるんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）所有者の方と、今言ったように、4メートル20を新設するような敷地等についても同意をもらっていますし、少し直線ではございませんけれども、斜めになりますけれども、4メートル20で3号線まで抜ける状況にあります。そういうことで、概略設計等もさせていただいております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）電気の鉄塔は避けて、それで畑のところをあれして、畑の持ち主というか、それとも話ができて、もう少し行くと新しい家が建っていますよね。進入路みたいなのがアスファルトでできているわけです。その辺も話ができて、うまく3号まで抜けられるというあれがあるわけですね。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のとおり、3号線まで同意をもらっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。
~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、第7号議案、海田町副町長定数条例の制定についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、海田町副町長定数条例の制定について。地方自治法の一部改正に伴い、副町長の定数を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）第7号議案、海田町副町長定数条例の制定についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。今回の定数条例の制定につきましては、地方自

治法の一部改正による助役制度の見直しに伴い、地方自治法の助役の定数規定が削除されまして、定数は条例で定めることとされたため、新たに副町長の定数を１人とする条例の制定を提案するものでございます。施行期日につきましては平成19年４月１日から施行としております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第７号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第７号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第７号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第12、第８号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第８号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方自治法の一部改正に伴い、助役及び吏員の名称を変更し、収入役制度を廃止する等所要の改正を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）第８号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の８、９ページとあわせて資料７の「新旧対照表」をお願いいたします。制定理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、助役制度の見直し、収入役制度の廃止、吏員とその他職員の区分の廃止により、関係する条例を資料７の「新旧対照表」のとおり整備するものでございます。第１条につきましては、海田町特別職報酬等審議会条例の第２条の一部を改めるものです。第２条は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の第１条

と別表第1の一部を改めるものです。第3条は、海田町税条例の一部を改めるものでございます。第4条は、公有林野等官行造林条例の第6条から第9条の一部を改めるものでございます。また、公有林野等官行造林条例につきましては、条例整備に合わせまして字句の整理も行っております。施行期日につきましては、平成19年4月1日からの施行としております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）佐中です。一連こうして自治法の改正によって助役とか収入役とかの名称が変わってくるわけですが、これが同意されるというか、可決されますと、今からは、じゃ、助役とか収入役とか、それから一部事務組合の職員の吏員とか、こういう文言はもう使わないということで認識していいのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）今の質問のとおり、今後の4月1日以降につきましては、吏員、収入役、助役、こういった名称は使わなくなります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第13、第9号議案、海田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、海田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。平成19年4月1日より広島市に消防事務を委託することに伴い、防災会議の委員を変更するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子） それでは、第9号議案、海田町防災会議条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の改正は、消防事務を4月1日から広島市に委託することにより、消防機関からお願いしています委員を変更することについて町議会の議決を求めるものでございます。資料8の「新旧対照表」とあわせてご覧ください。改正の内容でございますが、第3条第5項第7号中の「消防長」を「広島市の消防局の職員」に改めるものでございます。この条例は19年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第14、第10号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第10号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第4号）について。平成18年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、入札執行残の不用額の整理等を行うため、歳入歳出それぞれ1億7,296万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,024万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） それでは、第10号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出の歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料9「平成18年度補正予算説明書」に従いまして、歳出から説

明いたします。なお、このたびの補正は、1月1日の昇給日における昇給に伴う職員給与事業の予算不足の増額及び入札執行残や実績による不用額の整理を各費目で行っております。件数が多くございますので、この部分については説明を省略させていただき、その他の補正につきまして、事業ごとに説明させていただきます。

それでは、資料の10ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財政管理費の基金管理事業につきましては、今後予測される大規模事業の財源とするための公共施設等整備基金の積み立て及び貸付利率の上昇による財政調整基金利子積立金の増額を合わせて1億6,173万5,000円を増額するものでございます。続きまして、11ページに移りまして、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般事務事業につきましては、職員が産前休暇、病気休暇を取得するため、臨時職員賃金を30万6,000円増額するものでございます。

12ページをお願いします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより1万6,000円を増額するものでございます。13ページに移りまして、老人福祉費の介護保険操出金事業（その他）につきましては、後期高齢者医療制度の立ち上げに伴うシステム改修の経費として186万3,000円を増額するものでございます。13ページから14ページにかけての福祉医療費の老人保健事務事業につきましては、平成17年度老人医療費適正化推進費補助金の確定に伴い、返還金11万円を増額するものでございます。同じ目の後期高齢者医療広域連合事業につきましては、後期高齢者医療制度の立ち上げに伴うシステム改修の経費として3,280万円を増額するものでございます。また、同じ目の老人保健操出金事業（法定負担）につきましては、老人保健医療給付費の増により607万6,000円を増額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の国民健康保険操出金事業（その他）につきましては、後期高齢者医療制度の立ち上げに伴うシステム改修の経費として500万円を増額するものでございます。15ページに移りまして、児童福祉費の保育所費の保育所一般事務事業につきましては、平成17年度保育所運営費国庫・県費負担金の確定に伴い、返還金306万円を増額するものでございます。同じ目の保育促進事業につきましては、障害児に対応する臨時の保育士を雇用したことにより164万5,000円を増額するものでございます。16ページをお願いいたします。児童館費の子育て支援事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより3万3,000円を増額するものでございます。

17ページに移りまして、衛生費の保健衛生費の予防費の健康診査事業につきましては、

受診者数の減による基本健康診査委託料の減額、平成17年度老人保健事業費県費負担金の確定に伴う返還金の増額を合わせて232万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の都市計画総務費の公共下水道操出金事業（基準外）につきましては、公共下水道事業特別会計の精算により2,641万2,000円を減額するものでございます。20ページをお願いいたします。街路事業費の新開蟹原線道路改良事業につきましては、用地交渉の難航により2億3,059万7,000円を減額するものでございますが、中店小学校線の事業用地について買い取り要望が提出されたため、その事業費を差引いた額の補正でございます。21ページに移りまして、公園費の海田総合公園進入路整備事業につきましては、用地交渉の難航により、事業費の全額である597万1,000円を減額するものでございます。続きまして、22ページをお願いいたします。砂防費の急傾斜地崩壊防止事業につきましては、県の事業である寺迫2丁目地区急傾斜地崩壊防止事業の負担金の減額でございますが、用地交渉の難航により全額を減額するものでございます。なお、このたび減額した事業費につきましては、平成19年度事業費に加えて当初予算に計上しております。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職希望がありましたので、退職報償金を71万3,000円増加するものでございます。

23ページに移りまして、教育費の教育総務費の事務局費の子どもと親の相談員調査研究事業につきましては、現在、県のモデル事業として海田小学校、海田南小学校に設置している子どもと親の相談員について、海田東小学校、海田南小学校についてもモデル校としての指定を受けたため、6万円を増額するものでございます。同じ目の青少年指導事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより1万9,000円を増額するものでございます。次に、小学校費の学校管理費の小学校運営事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより1万2,000円を増額するものでございます。次に、教育振興費の要・準要保護児童就学援助事業につきましては、対象者の増により174万7,000円を増額するものでございます。続きまして、25ページをお願いいたします。社会教育費の公民館費の公民館運営事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより1万円を増額するものでございます。26ページをお願いいたします。ふるさと館費のふるさと館運営事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより1万2,000円を増額するものでございます。次に、ひまわりプラザ費のひまわりプラザ運営事業につきましては、労働保険料の負担割合の増などにより6,000円を増額するもので

ございます。

27ページに移りまして、公債費の元金の町債繰上償還事業につきましては、後年度の公債費負担の軽減化により財政の健全化を図ることを目的に、平成17年度に2.03%で借入れた臨時財政対策債を繰上償還するため8,140万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。町税の町民税及び固定資産税につきましては、実績見込みに基づき、個人町民税の現年課税分を1,141万円減額、法人町民税の現年課税分を3,940万円増額、固定資産税の現年課税分を3,330万円増額するものでございます。

次に、利子割交付金から2ページの自動車取得税交付金につきましては、県の決算見込み額の通知に基づき、利子割交付金を78万7,000円の減額、配当割交付金を424万3,000円の増額、2ページに移りまして株式等譲渡所得割交付金を946万4,000円増額、地方消費税交付金を1,226万6,000円増額、自動車取得税交付金を176万5,000円減額するものでございます。

次に、地方交付税の普通交付税につきましては、国の補正予算により交付税総額が増額されたことにより調整額の復活が行われたため、1,059万8,000円を増額するものでございます。

3ページに移りまして、分担金及び負担金の負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金につきましては、乳幼児の入所者数の減により保育所保護者負担金を803万3,000円減額するものでございます。次に、教育費負担金の小学校費負担金につきましては、矢野東2丁目に建設されたマンション等の児童15名の小学校への受け入れを行ったため、広島市学齢児童事務委託負担金を76万2,000円増額するものでございます。

次に、使用料及び手数料の手数料の総務手数料の住民基本台帳手数料につきましては、住民票の閲覧に制限が設けられたことなどにより、住民基本台帳手数料を150万円減額するものでございます。同じ目の事務手数料につきましては、実績により、印鑑、その他証明手数料を45万円減額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、心身障害者福祉制度の利用実績により791万7,000円を減額するものでございます。同じ目の児童福祉費負担金につきましては、保育所の乳幼児の入所者数の減により554万4,000円を減額するものでございます。3ページから4ページにかけての児童手当関係の負担金につきましては、児童手当の支給実績によりそれぞれ増減を行うもので

ございます。次に、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金につきましては、基本健診や精神障害者福祉サービス等の利用実績により133万2,000円を減額するものでございます。次に、国庫補助金の民生費国庫補助金の老人福祉費補助金につきましては、社会福祉法人等サービス利用者負担額減免費用助成費補助金の利用実績により59万1,000円を減額するものでございます。同じ目の児童福祉費補助金につきましては、小さくら保育所の延長保育に対する補助金の増などにより98万3,000円を増額するものでございます。同じ目の後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金につきましては、平成20年度から創設される後期高齢者医療制度に対応するためのシステム改修に係る経費の財源として666万1,000円を増額するものでございます。次に、土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金につきましては、町道6号線バイパス整備事業の補助枠の拡大により1,760万円を増額するものでございます。次に、都市計画事業費国庫補助金の土地区画整理事業費補助金につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業の事業費の精算により480万円を減額するものでございます。次に、教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、要保護児童生徒就学援助費、私立幼稚園就園奨励費の支給実績により422万4,000円を減額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、心身障害者福祉制度の利用実績により395万8,000円を減額するものでございます。同じ目の児童福祉費負担金につきましては、保育所の乳幼児の入所者数の減により277万2,000円を減額するものでございます。5ページから6ページにかけての児童手当関係の負担金につきましては、児童手当の支給実績によりそれぞれ増減を行うものでございます。次に、衛生費負担金の保健衛生費負担金につきましては、基本健診や精神障害者福祉サービス等の利用実績により149万円を減額するものでございます。次に、都市計画事業費負担金の土地区画整理事業費負担金につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業の事業費の精算により282万6,000円を減額するものでございます。次に、県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、福祉医療費の給付実績、社会福祉法人等サービス利用者負担額減免費用助成費補助金の給付実績により2万6,000円を減額するものでございます。7ページに移りまして、衛生費補助金の保健衛生費補助金につきましては、精神障害者就労促進事業補助金の給付実績により24万6,000円を減額するものでございます。次に、県委託金の教育費委託金につきましては、「子どもと親の相談員」活用調査研究事業について、海田東小学校、海田西小学校もモデル校として

の指定を受けたことにより 6 万円を増額するものでございます。

次に、財産収入の財産運用収入の財産貸付収入の土地建物貸付収入につきましては、普通財産を駐車場として長期に貸し付けたことなどにより 58 万 7,000 円を増額するものでございます。次に、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預け入れ利率の上昇により 9,000 円を増額するものでございます。

次に、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため 8,049 万 9,000 円を減額するものでございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。繰越金につきましては、前年度繰越金を 5,242 万 1,000 円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入の消防団退職報償金受入金につきましては、消防団員の希望退職者の増により 71 万 3,000 円を増額するものでございます。

次に、町債の土木債の道路整備事業債につきましては、町道 144 号線歩道新設事業が被災対象事業として認定されたこと、交付税措置のない町道 258 号線道路改良事業債の発行を取りやめたこと、新開蟹原線道路改良事業、中店小学校線道路改良事業の事業費の精算により、合わせて 2 億 300 万円を減額するものでございます。同じ目の都市計画事業債につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業の事業費の精算により 90 万円を減額するものでございます。次に、消防費の水防施設整備事業債につきましては、堀川ポンプ所アスベスト除去事業の事業費の精算により 50 万円を減額するものでございます。次に、教育債の社会教育施設整備事業債につきましては、海田公民館アスベスト除去事業及び海田公民館耐震補強事業の事業費の精算により 230 万円を減額するものでございます。

続きまして、議案をご説明させていただきます。第 10 号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 7,296 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 76 億 4,024 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案 6 ページの「第 2 表 繰越明許費」についてご説明させていただきます。民生費の社会福祉費の後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業につきましては、平成 20 年度から創設される後期高齢者医療制度に対応するためのシステム改修事業で、平成 18 年度の国庫補助金を受けて事業に取りかかりますが、年度内の事業完了が見込まれないため、3,280 万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、土木

費の道路橋りょう費の町道144号線歩道新設事業につきましては、用地取得に予定以上の期間を要し、年度内の工事完了が見込まれないため、1,200万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、町道6号線バイパス整備事業につきましては、事業用地の売買契約は締結しているものの、年度内の移転完了が見込まれないため、929万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、町道6号線2工区整備事業につきましても、事業用地の売買契約は締結しているものの、年度内の移転完了が見込まれないため、31万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、町道258号線道路改良事業につきましては、用地取得に予定以上の期間を要し、年度内の工事完了が見込まれないため、700万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、事業用地の取得について年度内の移転完了が見込まれないため、事業主体の広島県の繰り越し手続きに合わせて1,300万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、中店小学校線道路改良事業につきましては、事業用地の取得について年度内の移転完了が見込まれないため、1,410万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。「第3表 債務負担行為補正」についてご説明いたします。このたびの補正で1件の追加をお願いしております。追加をお願いする平成18年度ノロウイルス感染症による風評被害に係る漁業災害特別対策資金利子補給に係る額につきましては、このたびのノロウイルス感染症による風評被害により出荷量の減少や価格の下落等の影響を受けたカキ生産業者が当該影響額の補てんを行うため、広島県の承認を受けて広島県信用漁業協同組合連合会から借入れを行った場合にその利子額を助成するもので、助成金の支払いが次年度以降に継続するため、債務負担行為を設定するものです。債務負担行為の期間は、広島県の認定基準の借入期間が7年以下とされているため、平成25年度までとし、限度額は県の承認を受けた借入れの利子額とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。「第4表 地方債補正」についてご説明いたします。このたびの補正で追加を2件、9ページに移りまして廃止を1件、10ページ以降に変更を5件計上させていただいております。内容につきましては歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成18年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）12番、崎本でございます。最初に、多額の未執行が出ておりますよね。

その点について、どれだけ努力されたか、どれだけの経緯があったか、その説明。

第2点目に、8ページの新開蟹原線の道路改良工事の未執行と中店小学校線の細部の説明をもう1度お願いします。

それから、19ページ、道路改良工事で6号線バイパス事業も兼ねて、町長が平成18年6月の補正予算の中で旧6号線のバイパスを100何メートルにわたってやると言われました。この町長の発言というものは、議会で言われた発言をどのように思っておられるのか。それから、建設部長も、19年度までには100何メートルやると発言されましたね。その発言の重みをどのように思っておられるか。

それと、今の多額の未執行を他にやるときに町長は、町長になる最初だったかわかりませんが、予算の目的が違った場合は速やかに議会に報告する約束をされましたよね、大幅変更があった場合。私はこれは大幅変更じゃないかと思います。新開蟹原線の工事がどの程度努力されて、どの程度どうされたか、今、説明を受けますが、それが未執行に終わったから、地権者と交渉が難航するから、買い取り請求があったから、じゃ、そっちに回すと。町長は軽々と言われますが、私は例の一般質問でやまよし食堂さんの前のお好み焼屋さんが早くやってくれと言われるんじやが、なぜやらないかと言いましたよね。広島市の財政事情で、広島市のバイパスの方がやるあれがないから、広島市のバイパスの方がやるという話があったその時点で同じく並行してやりますというような答弁をもうたと思いますが、その点についてどうですか。

それと、3回しかないけん、あれしますが、私は6号線の分で、これで今の議会に出さないうちに、中店小学校線道路改良工事物件調査委託業務というのをもう入札してほぼ決まっていますよね。こういうことができるんじやったらなぜ、旧6号線の物件調査委託ぐらい出されてもいいじゃないですか。6号線で工事が余って、執行残が6号線だけでもあるんです、300何ぼも。物件調査ぐらいはすぐできるんじゃないんですか。できる、せんはその後じゃないんですか。地権者の方が物件調査をやったらいけないと言われるのなら、それはしょうがないですよ。ぜひとも協力するからやってくれと。なぜそれができないんですか。よくそれを踏まえて、第1回目ですかね。議会の発言と、議会への説明と、自分が提案してどう思うか、それを細部について、30分かかって40分かかってもいいから、わかるように説明してください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の今の質問でございますが、新開蟹原線の問題も、皆さんご承知のように、非常に大きな物件の用地交渉の問題があるわけでございますが、その点についても過去いろいろと用地交渉をさせていただいておるんですが、結果的に難航しておるという状況は皆さんもご承知と思いますが、その点、地権者とも私も直接会って、担当者以外に私も会ってその旨を説明しながら、代替地の問題とか用地の問題を含めて何回か交渉した結果、今回の予算にはできないということから判断をさせていただきました。

次に、中店小学校線のやまよし食堂のところじゃないかというふうにご指摘いただいておりますが、この点につきましても、皆さんご承知のように、広島市の道路の拡幅の問題が今回新しい予算でも、新年度でも入っていないということも聞いております。そういうことを含めて、現在、角に今ご指摘のたば屋さんがあるということは知っておりますが、とにかくあそこだけでも早くやってほしいといういろんな要望とか地権者からの話がありましたので、今回それを移転の関係を含めてさせていただくように変更させていただきました。

それから、町道6号線の問題も、昨年も私は一般会計で初めの当初予算でいろいろ案を出したんですが、その点、変更とかいろいろ要望があったことは皆さんご承知と思いますが、町道6号線も地権者が納得をしてもらったり、そしてまた登記問題というのがいろいろあるんです。それが解決しないと前へ進まない。幾らこちらが提案しても、向こうの整理ができないと、役所のシステムは登記の完了がないものはできないという判断のもとで今日こういう繰越明許とかということにさせていただいておりますが、地権者の方とも粘り強く交渉の過程をやっております。それが解決すれば、私はいつでも補正予算でも組んでやるつもりでございますが、今の現状ではできないということが当面の課題でございます。

（発言する者あり）

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは一応予算を組んで議員の皆さんに提案した以上は、できるという確信のもとでやらせていただくわけですが、今説明しましたように、相手があるわけでございますので、相手の理解をいただかないとできない、そういうふうを考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）それじゃ、細部にわたってお聞きします。町道 6 号線の交渉に何回行かれましたか。第 1 点目です。

大規模なあれの議会への説明が抜けましたから、それもつけ加えて。町長が約束された、大規模な予算の変更があった場合は議会に説明すると。町長と議会との約束ですからね、これは。

それと、今言うたね、町道 6 号線の交渉にどれだけ行かれましたか。町長が言われることと私が提案したこととは全然違いますよ、部長。その点を、6 月の定例会が終わって 7 月に地権者の方へ行かれて、協力しますと。よく聞いてくださいよ、建設課長。いいですか。そうしたら、物件調査委託か何か知らんよ、立ち退きになって、その物件が幾ら幾らと調査委託の業者が来ますから、よろしくお願いしますと。はい、うちも協力しますよと。それっきり 1 回も来られませんよ。名前は言いませんが、眼鏡をかけた人が 1 回来られたきりで。行きますからお願いします、はい、協力しますよと言うて、1 年間ほったらかしですよ。1 年間じゃないね、約。またこの 19 年度予算に全然載っていないでしょうが。町長の言われることと執行部がやるのが全然違うんじゃないですか。それじゃからね、町長、私は署名までして出したんですが、その署名の中に物件委託の人が入っていますよ、早期実現してくれと。そういうのはどういう意味ですか。それだけ早期実現を早くしてくださいと。それから、当初予算で上げられたものを、そういう地権者がおったら、もっと検討すべきじゃないんでしょうか。多分できるじゃろう、多分なるじゃろうと。そうじゃないでしょうが。確信して、努力に努力を重ねてできんかったら、それは納得しますよ。何億の土地を出すのに、町の執行部が 1 回や 2 回行って、協力をお願いしますと言われて、はい、そうですかと言うてする人は万人に 1 人ですよ。納得していくように努力するのが執行部のあなた方の町政じゃないんですか。今の設計をした限りはそういう限りの努力をするのが大体町政じゃないんですか。1 回や 2 回行って、だめじゃったから、ほんじゃ、今度はこっちに切り返す。切り返すは切り返して、議会にも十分説明が要ると思いますが、そこらの考えは町長はどうですか、私が言うのは。私はそこまで地権者の人と確認していますよ。何ならテープを聞かせてあげましょうか。部長もそういう経緯が違うんじゃないじゃたら違うと言うて。そうじゃないんですか。18 年度予算の 6 月に補正を出して、はっきりやると明言されたじゃないですか、町長も部長も。それがいつの間にか 5 月の全員協議会するときには青で 100 何メートル載っています。広報でも 100 何メートル、旧の 6 号線が広くなります。予算化されましたと。住

民の利用される方はどれだけ喜んでおられたか。そうじゃないんですか。私はそこをもっと誠意を持って町政を執行してもらいたいんです。2回も3回も言うようですが、やっぱり努力が足らんのと、やればできるんじゃ。予算を通して何とかやっておきゃええわじゃないんですよ。やっぱり努力して。地権者がどういう方か、どういう努力が要るか、予算を立てる前にしっかりとそれを把握して、それなりの努力があったら私は何も言いませんよ。それなりの努力がないんでしょうが。1回か2回は言うて、だめじゃったから町長が行かれて、だめじゃと言われたから、それじゃ、これは断念してこっちへ回すと。そういう軽はずみな考えじゃ皆さんが困ると思いますよ。やっぱり計画されたら計画を実行するように努力が必要だと私は思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）我々は今の現道、町道6号線について用地交渉の回数等ですが、これは2回ほど伺っております。その中で、今言われるように、物件調査等については協力はさせていただくという話はいただいております。しかしながら、非常に厳しい財政の中で事業を進める中で、町長も我々も18年度から19年度にかけて完了したいということを申しましたけれども、いろいろ緒状況の中で現在に至っております。そして、今言う新開蟹原線の用地交渉の経緯については誠心誠意2名の方にお話をさせてもらいましたが、非常に条件が違っているというか、そういう状況の中で、このたび未執行としてさせていただきました。その中で、今、町長が申し述べましたように、中店小学校線については事業認可を受けている中で、買い取り請求等があれば、法律的にもそういうものを執行していかなければならないという緊急の中でこのたびは流用をかけさせていただいて執行するものとして判断いたしました。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）今言われましたね。物件調査委託を了承してもろうておるでしょうが。なぜそれを実行されんのですか。それをされたら、一步でも前へ進むんじゃないんですか。あなた方は、町長が言われることと部長が言われることがちぐはぐでしょうが。物件調査の協力が得られたなら、なぜ物件調査だけでもやって、それじゃ、例えば3,000万かかるから、ご協力をお願いしますと。あなた方は何を言われるか知らんが、海田の財政が悪い、悪いと言われますが、海田の今の三迫2丁目から上の人、何世帯か、約200世帯か300世帯ありますよ。その人が便利になりゃ、それは3,000万、4,000万、5,000万の金が、町は財源が不足しておるから、それじゃ、それを待てというような問

題ですか。それが町政がやることですか。大体見て、前からあった総合公園の入り口の500万が、交渉が難航しておるから、未執行じゃと。そういう予算がいっぱいある中で、皆が喜ぶ、皆が利用できる、皆が便利に、通学路でもあるし、なぜそれを財源不足じゃどうのこうのと。財源不足でどうのこうのじゃったら、18年度の予算のときにそれをはっきり申しなさいや。18年度の予算のときには、やりますと明言されたじゃないですか。なぜそれが、予算がここに未執行がいっぱいあるじゃないですか、繰越明許。それも、私が言う道路改良工事、款も目も一緒じゃないんですか。1,640万3,447万とか、これがあるじゃないですか。なぜこれを変更して三迫のバイパスから先、それじゃ6号線もあわそうかと。なぜそういう財源のあれができんのですか。皆が喜ぶことは先にやったらいいんじゃないですか。私はそういうふうに思いますが、もう時間もあれですから、後のあれがありますから。そういうことで、私はやっぱり努力が足らんと思います。私は、今の新開蟹原線のどういう人のどういうことか、それはずっと付き合いをしてわかっています。わかっているから、予算計上されたんじゃないから、それだけの努力をされにゃいけんでしょうが。もう1回、町長、その努力があるか、ないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員がおっしゃるように、確かに努力が足らんということは、それぞれ立場上努力していただいておりますし私は職員を信頼しておりますし、また、私も、地権者の方にも6号線の方にも、また新開蟹原線のところにも直接話をする機会を何回か持って交渉しております。しかしながら、相続の問題とか、例えば地権者がたくさんおられて解決が難しい方も多々おられる。そういうことを含めて、崎本議員がおっしゃるように、すればすぐできるというものでもございませんし、用地交渉というのは非常に難題がたくさんある。そういう解決のもとで町の行政としての立場を踏まえながら今後とも努力してまいりたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑は。佐中議員。

○15番（佐中）まず、資料の1ページ、町税の歳入の件で、個人町民税が1,141万減額されております。日本の経済は、景気は上向きになったと盛んに報道でなされておるんですが、実態は町民の所得は減ってきておる、この数字のあらわれだと思えます。法人はかつてない史上空前の利益を上げておるというのが実態なんですね。にもかかわらず、労働者である、あるいは町民個人の所得が減っておるから町民税が減ったというように私は認識しておるんですが、その当初予算から見て、まだまだ会計の締めは5月31

日なんですけれども、まだ時間があるけれども、しかし、こういう実態があるということとは大きな所得の減だというように私は感じるんですが、中身はどうか、お尋ね申し上げます。これが1点。

2つ目には14ページ、後期高齢者の医療の問題です。一般会計から3,280万負担をするという、その前にもありましたけれども、老人保健と国保会計についてはどういう負担がなされるのか、全部一般会計だけで措置されるのかどうか。それから、今後こういうシステムをとるわけですが、負担はどのぐらい見込まれるのか、これをお尋ね申し上げます。

それからもう一つ、最後、繰上償還、公債費の問題です。これは地方交付税との関係もあろうし、また臨時財政対策債との関係もある、それからまた公定歩合との関係があるんですが、繰上償還をされることによってどういうメリットがあるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）個人町民税の歳入の関係でございます。これは、現年分につきましては、当初予定額に比べまして460万ほど税収入は増えております。しかし、この現年の中には過年分と呼ばれる、税務署の方で修正申告をかけられて税収が増えるというのが毎年あるんですけれども、これを当初は1,000万くらいを見ておりましたけれども、いわゆる修正申告のかかりが少なく、300万余りしかなかったということ。それと、退職所得、特別徴収分ですけれども、退職所得が普徴に変わることがあります。その部分を2,000万円ぐらいと見ておりましたが、1,200万円ぐらいの収入しかない状況にあるということを踏まえまして、トータルとしては1,100万余りの減額になります。ご質問の所得、収入に関するものは、先ほど申し上げましたように、460万ほど増えておりますので、まず、予算見込みどおりに入ってきているという状況でございます。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）繰出金の関係、後期高齢者医療に伴う他の会計への影響でございますけれども、一般会計から3,500万余り、これは後期高齢者システム改修、これが老人保健に伴うものでございまして、その分を一般会計から負担するという額が3,280万円の繰り出しでございます。プラス国保会計では500万円、それから介護保険会計では257万8,000円余りをシステム改修費として今議会に出させてもらっている状況でございます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）臨時財政対策債の繰上償還につきましては、まず、交付税措置につきましては、これは実償還額を交付税措置するものではなくて、借入額に対して理論償還といひまして、理論上これだけ返していくよという形の中で交付税措置されているものですから、繰上償還しても影響はございません。それから、この臨時財政対策債は今回8,100万余り繰上償還させていただくんですが、これは償還期限が平成37年9月までございます。その37年9月までの不用となる利子額の総額、1,664万円余りの利子の額が不用になります。ちなみに、来年度の公債費で言えば、元金と利息の償還に要する経費530万円が減額されることになります。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町税の収入の問題でお尋ねしますけれども、ここ定率減税が廃止されて、今年度ですね、半額ということで、かなり町民の人は負担が増えた、場合によっては10倍にもなったというような現象が起きておる中でこのこうした減額は、当初の見込みから見て甘かったというか、今、所得が多少増えておるというような、所得だけじゃなくて税の増収、これらも踏まえて結果的には減額になったと。私はどうもこの辺がしっくりいかんのです。もう1遍お尋ね申し上げます。

それからもう一つ、今の繰上償還の問題で、公定歩合がいろんな関係で見直しをされておるわけですが、それとの関係はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）減の大きな要因は、余りなじみはありませんけれども、年度末ごろになりますと税務署の方から、本来例えば15年、16年に申告したものが過少申告であったために、修正が入ってくる、つまり思わぬ金が入ってくるのは、先ほど申し上げたように、1,000万ぐらい予定していましたが、税務署からの修正分が300万余りしか来ていないので、それが減ったものですよというのが1つの説明です。それから、退職所得分、つまり年の途中でサラリーマンをやめられた場合に特別徴収ができなくなりまして、それを普通徴収に変えて繰り上げて入ってくるものがあります。それが2,000万ぐらいを見込んでいたけれども、退職者の数もあるんでしょうけれども、それが予定よりも少なかったんで、退職される所得が少なかったんで、その分が減額になったというもので、先ほど申し上げましたように、所得の方では460だけれども、いわゆる修正申告にかかって余分にかけられた人が少なかった、退職者の方が少なかった、それでトータルとすれ

ば1,100万余りの減額になったというものでございます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほどの財源対策債の金利のことでございますが、これは平成17年度分として平成18年に借りたんですが、固定金利で借りておりますので、2.03%で、償還まで変動がございません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。今回の補正予算では新開蟹原線、総合公園進入路、急傾斜地と、物件問題は大変厳しいものもあるんですけども、全然手がつけれなかったという当初予算がどうだったのかというのがあるんですが、今回の10号議案書の中の6ページの繰越明許費、毎年繰越明許が最近土木費が多くなっていると感じているんですけども、事業をスタートさせられるのをもっと早く決断されると、繰越明許を上げる箇所が少なくなるのではないかと考えておりますけれども、もう少し執行を早目にされるというお考えはないでしょうか。遅くなった結果、繰越明許になっていると思うので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）土木費関係の繰越明許ですけども、議員ご指摘のように、時期的なものもあるんですが、これは主なものとしては、契約は整った、その中でいわゆる居住者としてそこへ住まれている、それで新しく郊外再築で外へ出られて家を建てて、それから引っ越すというもので、半年以上の期間を要するという中で繰越明許が多くなってきたというものが1つございます。しかしながら、今言われたように、早い時期にそういうものをしていけば12カ月の中でできるのではないかということについては我々も研究なりそういう努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。資料の10ページの財政管理費のところでお伺いいたします。この5年間、財政管理費の中の公共施設等整備基金というのはほとんどゼロに近い状態だったんですよね。これが今年初めて多額な額が計上されているんです。まず、その基金の目的、これを第1点目に質疑をいたします。

2点目は、具体的にその基金をどういうものに使われるのか。

3点目は、1億6,000万ございますが、今年度の執行分、それから不用額分、どういう割合でそれが出てきておるのか、その割合です。

4 点目、この未執行、不用額が出た場合に、繰越明許がなければ財政調整基金の方へ半分ほど入れるというような決まり事があると思いますが、なぜ財調に入れられないのか。

5 点目、この公共施設等整備基金というのは基本的には年度当初に計上されるのが本来の筋じゃないかというふうに思うんですが、なぜこの補正で上げられてきたのか。

最初から言います。1 点目は目的、2 点目は具体的にどういうものに使われる予定があるのかどうか、3 点目が未執行と不用額との割合、4 点目が財政調整基金の方になぜ入れられなかったか、それから、この基金は当初予算で組むべきものではないかという、以上 5 点、お願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、1 点目の公共施設等整備基金の目的でございますが、これはそれぞれ学校であったり道路であったり、そういった公共施設の整備に要する財源として積み立てるものでございます。

それから、予定事業につきましては、今現在ではどこにという具体的なものはございませんが、今後、今の道路整備であるとか、あるいは庁舎の移転であるとか、そういったことも予定されております。そういった公共施設の整備に対してその財源を確保するという目的で今回積ませていただいております。

それから、未執行と不用額の割合ということでございますが、今回は歳入歳出の整理を行っていく中で未執行の部分、入札残等の不用額が出ておる部分、それと歳入との兼ね合いを整理したときに、余ったお金という言い方はちょっとあれですけども、歳入増の部分がありますので、それをどう整理するかという中で、今後の公共施設整備の財源を確保するという目的で整備基金の方に積ませていただきたいということです。

それから、財政調整基金になぜ積まないかということでございますが、財政調整基金というものは、これは財源の調整をするため、幅広く使えるという目的があります。確かに同じような考えであるんですけども、先ほど申しました公共施設等整備基金の目的というのは公共施設の整備に関する財源として積むということがあります。今後の大規模な事業が進んでいく可能性が十分あるということで、じゃ、その財源を確保するというので、財政調整基金とは別建てで公共施設の方に積ませていただいたということでございます。

最後に、なぜ当初に組まなかったかということでございますが、これは、今回は予算

の整理の中で、歳入増になった部分もありますので、そこらを整理する段階で今後のためを考えての予算措置として組ませていただいたものでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）公共施設の整備に使われるという目的で積み立てられるというんですが、今までの、従来予算計上されてきていますよね、公共施設の整備、修理。当初予算で予算計上されるので間に合わないんでしょうか。そこらの関係、要するに基金として積み立てておかないといけないのか、予算計上で済むのではないかという、その関係はどのように考えておられるんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）なぜ当初予算ではないか。先般、財政収支見通しでお示しいたしましたように、ここ数年のうちにそういう財政調整基金がなくなってくるというふうなことで、ある程度、やはりそうはいいまして、公共施設、庁舎の移転であるとか学校の大規模改造なんかも将来的に控えておるので、そこらの財源をある程度明確に確保しておいた方が、財政調整基金といいますと広い範囲で財政調整に使われますので、片方では担保としてこういう基金を積み立てておいて、そういう先々のものに積み立てておきたいという財政収支見通しを踏まえた上での今回の予算措置ということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、最後になると思うんですが、要するに未執行と不用額がどういう割合で入っていないかというのがお示しできない。結局はどういうことかという、ある目的で計上されたものが余った、今度はこの公共施設への目的でそれを蓄えられるという提案なんですよ。だから、これは費目が変わってきているんですよ。費目が変わってきていますよ。入れられる費目が現実に変わってくるわけですから。だから、私はずっと何年前もから言っているんですが、行政コストの計算をしておいて、その費目ごとにどれだけのものが浮いて、それを次年度に回すという、そういった統一的な考え方ができなくなっている。要するに、こっちのものをこっち、自由にできますよというふうに理解できるんです。それがまず質問と、財政調整基金の方に入れておけば、今の未執行と不用額、これに満足できるような次年度への振り分けができるじゃないですか。財政調整基金の方が自由度があるわけですから。こちらには自由度がないですよ。公共施設等整備基金に置いておけば、公共整備資金しか使えないわけでしょう。自由度がなくなる。自由度があるものが自由度がなくなるように予算を今回計上されてきている

んですね。その関係はどのようになるんですか、説明をお願いします。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）目的基金を設ける本来の目的といいたいしょうか、それはそうした資金に使うための、言ってみれば定期預金ということで、明確にしておくという性格があるわけです。西田議員のご指摘のように、財政調整基金の方に積んでおけば、何に使おうが自由であると。言ってみれば、家庭で言えば普通預金というような感じなんですけれども、家庭でもそういった普通預金、あるいは何かの目的を達成するための資金に活用することでの定期預金をする場合も多々あるわけなんですけれども、そういった解釈をしていただければというふうに思います。今回こうした積みました基金につきましては、先ほど企画部長が申しました、学校整備もこれから起こってまいりますし、それから、一番大きなのは庁舎の移転、そういったための経費が必ずかかってくるということで、剰余金についてこちらの基金に明確な形の中で積ませていただいたというものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、まず、予算の説明書の17ページ中ほど、疾病予防ということでいろいろ委託料が残になっております。1つだけではないんですが、がん、予防接種委託料、約700万円の執行残。そして、基本健康診査、これも約230万ぐらいの執行残が出ております。これは私は一般質問でこのたび出しておるんですけれども、要するに、こういう健診を町内の医院とか病院で限定するために、受診しにくいんじゃないかというようなところが考えられるんですが、これを広く近隣の自治体、勤務の関係もいろいろあるので、そこらの医師会等と連絡をとって幅広く受診のできる地域といいますか、区域といいますか、そこらを広げたらどうなのか。執行残についての理由といいますか、どういうことでこれだけの執行残、両方で約900万ぐらいの執行残が出ておるわけですね。これについての説明を願いたい。

次に、19ページの中ほどですが、これも道路の新設、先ほど来、崎本議員からも出ておりますが、町道6号。これは巡回バスのときにも我々は言いましたけれども、日本共産党の宣伝カーが、前田は巡回バスに反対しておるんだというようなことを。私どもはこういうことではっきり言うておりますがね。検討委員会でしっかり検討していろいろ、バスも小型化して三迫の2丁目、3丁目を走らせなさいと、このように言うてきたわけですよ。町長はこのたび6号バイパス整備事業、約3,450万減額補正。先ほど来の建

設部長の説明では、2度ほど地権者の方へ行ったら、物件調査の同意は得ております、こういうことなんですね。物件調査費、何ぼかわかりませんが、一部未執行ということで、含めて3,450万近いものを減額しておるんですね。なぜこの物件調査同意をもらいながら、やらなかったか、こういうことです。

あわせて、外れるかもわかりませんが、町長はいろいろ引続き努力します、このように言うておられるんですよ。この6号現道については19年度、これも予算に上がっていないんですね。見込みのない6号バイパスについては予算計上されておる。何かその辺が、先ほど来の説明、言うておられることと違うんじゃないか、こういうことを思うんですが、その辺を説明願いたい。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）疾病予防の執行残でございますけれども、まず、予防接種の委託料の減でございます。これは日本脳炎の600万ぐらい予算を組んでいましたけれども、日本脳炎が国の方から接種の奨励の中止という形になっていきますので、この日本脳炎を計上しておった分の減額をさせていただいております。がん検診につきましては750万円の減額をさせていただいておりますけれども、これは確かに受検は下がっております。ただ、これも入札をしておりますので、入札の単価の減による減額を合わせて計693万6,000円をさせていただいております。基本健診につきましても、確かに前田議員の言われるとおり、受診率は下がってきて人数の減というふうになっております。それで減額をさせていただいておるのが理由でございます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）6号バイパスの減額補正の件でございますが、3,447万円減額させていただいておりますが、これは当初9,927万9,000円、6月に補正させていただきまして、これは3件案件がございまして、2件は執行いたしまして、1件分が今年度契約に至らなかったということで減額させていただいております。それから、現道部分につきましては同じく6月に補正で予算を701万円補正させていただきましたが、これにつきましては今年度計画しておりました部分は契約は終わっております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）どうもちょっと答弁の一部が漏れておるようなことなんですがね、センター所長。だから、広い地域で受診といいますか、そういう健診が受けられるようにすべきじゃないか、その辺についてどう考えておるのかということ。人数減、それはもち

ろんそういうことなんですが、人数減になるのは、要するに検診が受けられるような方法といいますか、手段をとらないから受診率が下がっていくんじゃないかと。ですから、広い広範囲でもって、呉で受けてもいいじゃないですか、広島で受けてもいいじゃないですか、勤務の都合で大竹で受けてもいいじゃないですか。そういうようなところを鋭意医師会等と相談してやらないのかというのが1点抜けておるので、そういうことですが、再度お尋ねします。

それから、建設部長、これも抜けておるんですが、引続きやる努力をしますと、これは町長の弁ですが、引続き努力します、こう言うておりながら、19年度予算に載っていないんだよと、こういうことなんです。だから、これは努力しますに当たらないんじゃないか、こういうことが1つ、これも抜けておるんですがね。その場限りの答弁では困るわけです。ですから、三迫2丁目、3丁目の人にもこういう巡回バス、せっかく利用者がぼちぼち増えよるというのに、いち早くそういうふうな利便性というか、それを与えるためにも一日も早く完成すべきじゃないのかと。だから、そこで言うたのが、6号の現道を早く整備するという考えはどういうふうに持っておるかということ。見通しのない6号バイパスに力を入れるべきではない、こういうふうに言うておるんです。そこらの考えを聞いておるんです。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）健診のシステムの構築ということでございますけれども、現在、海田町の医師会等と協議しておりますけれども、ご指摘のように、健診を受けやすい状況の確保について今後医師会等と研究・検討していきたいと考えております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現道の整備につきまして、19年度においては工事費を予算化しております。それと、今言われたように、引続き、地権者等の話がつくならば、町長が申しましたように、補正予算等でも対応して現道拡幅について進めてまいりたいと思っております。

○議長（原田）10号議案について質疑の途中ですが、この際、暫時休憩をいたします。再開は13時30分。なお、請願の扱いについて議会運営委員会に諮りたいので、議会運営委員長の佐中議員、後ほど議会運営委員会の開催をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

第10号議案に対する質疑を続行いたします。住吉議員。

○14番（住吉）やっと順番が回ってきましたけれども、2点ほど簡単な質疑をいたします。まず1点は、後期高齢者医療制度の問題ですが、これはいろんな繰入金等を入れて今年度4,000万ぐらい補正を組んでいただいております。私も該当するからね。簡単なことですが、平成20年4月1日現在で該当人数は大体どのぐらいなのかということで、簡単ですから。

2問目は重要なことだと私は思うんですが、22ページの急傾斜地崩壊防止事業、これは防災上極めて大切なことなんです、これができないと。用地交渉が難航しておるといふうなご説明がありましたが、これはどういうふうに難航しておるのかなと思うんですが、その前に、これは1回現地調査をいたしました、豊工場があるあの前の方ですね。実際には民家が三、四軒並んでおる、そこの急傾斜地じゃと思うんですが、そのことについて、難航しておるといふのはどういうふうな状況ですか、まずお尋ねいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）後期高齢者医療の対象者ということでございますが、平成20年4月1日の時点では県で約33万人、海田町で2,300人が対象となっております。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）急傾斜地の用地交渉が難航しているという件でございますが、現在、地権者が71名ございまして、そのうちの2名につきまして相続人が不明という状況でございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）地権者が多いですね。わずかな区間だというふうに私は判断したんですが、そんなにおられるんですかということが1つ。

それから、これはご存じと思うんですが、私はこのように解釈しておりますが、崩れた場合は地権者に責任があると思うんです。まず、その点はどうなんですか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）人数でございますが、土地所有者は登記簿上は20名でございますが、

亡くなられておられます関係で相続人が増えておるということで71名になっております。

それと、地権者の責任ということで、一応基本的には地権者の方には了解していただいて県の方に申請しております。それで、今、県も実施に向けて準備しておるんですが、今言いましたように、地権者2名の方が不明ということで、今回は減額補正ということにさせていただいております。

○14番（住吉）じゃ、結論から言えば、おおむね地権者は了解しておられるということなんですか。

○議長（原田）住吉議員、ちょっと待って。今の質疑の中で1つ対応していない答えがあったので。崩れたときの責任の所在をもうちょっとはっきり言うてあげてください。建設部長。

○建設部長（児玉）急傾斜崩壊については、原則はその山の地権者の方に責任がございます。しかしながら、今言ったように、県の方で指定をされてそういうふうな事業を進めておられる中で災害等が起こったときには、管理瑕疵の割合がどうなりますかはわかりませんけれども、県、それに対する町の責任も何らかあるんだろうと思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）根本的に地権者に責任があるということは間違いないと思うんです。71名おられようがどうしても、そういう責任があるんだということをしっかり納得してもらって説得する必要があるじゃろうと思うんです。今聞くと、課長の説明では、もう既に県の方では了解をとって、できるような状況だと言うんですが、来年度に回されるのかもしれませんが、前回じゃったと思うんですが、私はこの急傾斜地の問題を一般質問で取り上げました。全国で広島県がトップなんですよね、急傾斜地とか土石流の危険箇所の多いのは。その中で防災のための工事等も全国でもトップで抱え込んでおると。海田町も一緒じゃろうと思うんですが。というような感じでこの前は答弁をいただいておりますが、そこらをやっぱりやらないと、これは非常に大切な問題だと思うんです。本当に危険な問題で、崩れたら大変なことになります。町長の責任にもなるかもわからんが、実際には今の地権者の責任があるということを、こういうときにはまずそういうことを地権者の方によく説明して納得させるということが大事じゃろうと思うんですが、これはどうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、私も昨年県とともに、広島県が大きな災害地とい

うんですか、あった場合ということを含めて2回ほど陳情に行って要求しております。  
あとの件につきましては、県とともにその地権者に対する対応を十分やりながら早急に  
やっていきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。先ほどいろいろ執行残があるんですけども、21ページ、  
総合公園の進入路の約600万円が執行残になっておりますけれども、これは先ほどの三  
迫の6号線のバイパスとか現道とかとは若干違うと思うんです。そんなに家があるわけ  
でもないしということで、今後の見通しはどういうふうになるのかということ。

それと、23ページの一番下の就学援助なんですけれども、対象者が物すごく増えたとい  
うことで補正されておるんですけども、今何人ぐらい申請をされておるのか。この  
ことに関しまして、中学校の方は減らしてあると思うんですけども、今の格差の拡大  
というんですか、こういうふうなことが何か影響が出ておるかどうかなというふうなこ  
ろをお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず、第1点目のご質問でございますが、総合公園の進入路の用  
地買収、これにつきましては地権者さんが、用地交渉どころか全く話を聞いてもらえな  
いと。伺いますと門前払いで、帰れと。全く話を聞いてもらえない状況の中で数年間き  
ております。そういうことで、反対側の川の方を拡幅とかいろいろ考えてみたんですが、  
やはり土石流が発生するかもしれない川に指定されておりますので、それもなかなか難  
しいということがございまして、ちょっと時間をずらして、19年度は交渉を少し休んで  
みると。ちょっと時間をかけたり、いろいろと手を引いたり押したりする中で交渉を進  
めていかんと、なかなかもう話も聞いてもらえない、怒鳴られて追い出されるというよ  
うな形がずっと続いておりますので。町長も電話で話をされたんですが、とてもじゃな  
いが、通常の話ができませんので、そういうことを考えながら、将来的には収用事業と  
して、最終的にはですね、そういう選択肢も考えにやいけんのじゃないかと現在思っ  
ております。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）就学援助の受給者でございますけれども、小学校は312名で  
ございます。それと、今回補正させていただきましたのは、当初予算では、まずメニ  
ューには例えば学用品費であるとか入学学用品費であるとか、7項目から成っております。

この7項目トータルで延べ1,187名分、1,878万6,880円予算を計上しておりましたけれども、実績見込みといたしまして延べ人数が116名の増加、見込みでは2,053万3,620円になりまして、その差額174万6,000円を増額するという事になっております。影響でございますけれども、これは私どもの方につきましては、就学援助の対象になる方につきましては学校の方を通して申請をいただいております。それで私どもの方で審査しておるという状況でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）総合公園の進入路なんですけれども、去年の3月議会で、そのときの説明ではそんなに難しいような雰囲気ではないような説明を受けたんですけれども、なかなか会ってももらえない、電話での交渉でも門前払いというふうなことだったんですけれども、一番大きな原因というんですか、先方さんの言われるのがあったら具体的に教えてほしいんですけれども。

それと、就学援助なんですけれども、いろいろ社会的要因みたいなのがあって増えたと思うんですけれども、中学校は減っておると思うんですけれども、小学校の親御さんというたら中学校の方よりも若いと思うんですけれども、やはりその辺のいろいろな状況というんですか、収入の面とかいろいろな面、そういうふうな中で、子育てをしやすい海田町といわれておるんですけれども、その辺のところがまだまだ、本当に子育てがしやすいかどうか難しいんじゃないかという感じがするんですけれども、その辺のところはどういうふうな判断をされておりますか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）総合公園の進入路の再質問にお答えします。かつてあそこの用地交渉がだんだんとうまくいきそうだったというような説明をした記憶は我々もございません。終始ずっと今申し上げたような状況の中で、何が理由かも、1つ言いますと、その権利が、お兄さんがおられてお亡くなりになったということで、その人に代表で一任するというようなことがございまして、それから話に入ったわけですが、お兄さんのところへお話伺ったということが気に入らないというようなことで、全然、何が気に入らないかと話もできん状態ですから、それすらも今現在ではなかなか難しいと。町への不信を言っておられるような場面もありましたが、それもそのお話を伺っておりますと支離滅裂でちょっと理解できないという部分がございますので、対応に苦慮しておるという状況の中で、少し時間を置こうかなということで、現況はあそこも狭うはございますが、

道路標示等で、危険であるとかそういう状況ではありませんので、少し時間をかけまして対応していきたいと思っております。最終的には、どうにもならない場合はそういう収用事業の適用も今後視野に入れていこうというような判断でおります。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）昨年度17年度は290名でございまして、22名増加しております。就学援助の対象者といたしましては、児童手当の受給者であるとか経済的困難世帯等でございますけれども、この経済的困難世帯といいますのが生活保護世帯の基準の1.3倍の所得をもって認定しておりますけれども、実績ではこの部分が若干増えてきております。

○議長（原田）ほかに。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。また新開蟹原線に戻りますけれども、地権者の方も、それから建設委員会でも取り上げて話をしたわけなんですけれども、まず交渉経過自体が、この3億という大きな予算で、建設委員会でも言いましたけれども、2回しか接触がないわけですね。1回目は7月20日で係長と2名、2回目は11月10日、ここでやっと課長が出られて、あと三原君と谷川さんと2名ということで、3億の予算でわずか2回の接触で、最初のは責任者が出ていないということで、まずここで地権者の方の怒りを買っておるわけですね。3億の大きな予算でやっぱり、1年間12カ月あるわけですから、計画を立てて交渉していくという、大きな予算であるし、そういうのが普通のあれじゃないかと、途中で私も話を聞いてしていったんですけれども、2回しか交渉はしなかった、できなかった、これでは町民の人も納得しないと思うんですけれども、その辺をもう1度お聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今の交渉過程でございますが、確かに3名で、地権者さんは複数おられますので、向こうさん3名とお話をした際にはその2回でございます。その他、担当者も含めて3回、それと町長さんも数回電話していただいております。そういうことで、何でこれは難しいであろうと判断したのが、向こうが、我々は公共事業の補償というものは公共事業に伴う損失補償基準、これは用地対策連絡会が定めておりますそういう補償基準に則って公共事業の用地交渉を進めております。それと、補償の方法、金額、そういうものがその補償基準から大きくかけ離れたことを要求されております。それが解決されるのなら、その最後に、会ってもしようがないと、それが解決したら来て

もいいが、そうでないなら来てもろうてもむだだということを地権者の方がおっしゃいますので、ですから、3名でそろわれていたのは確かに議員がご指摘のとりの部分がありますが、その他、現地におられます地権者の方に数回会っております。それでそういうお答えをいただきました。そういうことで、今年度については難しいであろうということでございますので、我々も歩み寄れる部分ならそれは歩み寄りますけれども、どうしてもこの部分は曲げられない部分について、それも大きな隔たりの状況を出されておりますので、今年度は難しいであろうというふうに判断させてもろうております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）地権者の方に会って、正式に会ったのは7月20日と11月10日。それで、12月8日に町長と会われて、こういう状況だから中店小学校線のあれをという説明で、地権者の人に聞きますと、3回だけで、最初は結局部長も課長も来られない。ここで怒りを買っている。次に久保課長がやっと思行かれてということで、ここでも部長がまだ行かれておらん。最後に12月8日ということで、やっぱり姿勢といいますか、隔たりがあるからそこでぷつつんよというなら、それですべて終わりだと思うんです。民間だったら夜討ち朝駆けでもしてという感じなので、1年間で2回ないし町長が行かれて3回ぐらいで、これではやっぱり。次の予算がすぐ出ておるわけですから、それじゃ、どういうぐあいにこれから次年度でも持っていくんですか。プロジェクトをつくって対策案をつくって交渉しなきゃ、18年度でも一番大きな予算だと思うんですけれども、これでは全く同じことで、19年度で認可が切れて、それで延長して国の補助、まだ恐らくこの調子だったら来年の今もまた同じことで、補正で未執行というような状況になると思うんです。打開策をこれから、次の予算がこれは出ておるわけですから、どういうぐあいにプロジェクトでも組んで対策していくつもりですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、地権者の方の条件的、移転の場所とか用地交渉、その点について5名の今の共同のものであるというふうなことを聞いております。それらを含めて一緒に協議をしながら進めていただくと。そしてまた、条件として、こういうところにこういう橋をつけてくれとか、こういう道路をつけてもらってここへかわりたいとかという条件があるんですが、なかなかそこが言われるとおりに我々ができるような状態じゃないところなんです、はっきり言いまして。そういうことで、今、三宅さんはおしかりかもしれませんが、確かに民間と違ったケース、役所のできる範囲

の最大限な交渉の方法をとってやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）地権者が言われておる条件とか問題、課題があるわけですね。その中で西浜の住宅の間の溝のところは、今見て、ここへ予算が出ておるようなんですけれども、3億という大きな。やっぱり行革の折で、一方では血を流すような行革をして、その間で3億という大きな予算をとっているわけですから、これは執行するように持っていかなきゃ、あとは3億分は、待っておるところがあるということなんですから、その辺もシビアにということで。それで、19年度も対策チームをつくって、やっていただきたいと思いますし、それから、もし同じような状況だったら認可が切れるので、それからあと20年度、21年度、いろんな予算が来ると言うんですよね、ほかの場所でも。ということで、認可が切れて時間がかかるような感じでしたら、またどのように持っていかれるつもりでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）この新開蟹原線の用地交渉についてですが、先ほど町長が申しましたように、建設部を挙げて、19年度において地権者の方に納得がいてもらえるように十分に努力してまいりたいと思っております。この件につきまして、確かに地権者との話の中でいわゆる条件的に非常に難しい点が何点かございますけれども、それも協力してもらえるよう努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第15、第11号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、事業費の精算による不用額の整理等を行うため、歳入歳出それぞれ1,922万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,719万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。第11号議案、資料10の「補正予算説明書」をお願いいたします。資料10の「補正予算説明書」の1ページ目をお開きください。それでは、歳入についてご説明申し上げます。まず、分担金及び負担金の下水道事業費負担金を70万円減額しております。これは、広島市からの公共下水道整備事業への負担金で、精算によるものでございます。次に、使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、大口需要者の節水等により、当初想定していたほど下水道使用料が伸びなかったため、1,264万8,000円減額するものでございます。また、施設管理手数料でございますが、指定工事店の新規登録の増によりまして7万5,000円増額するものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、前年度からの繰越金の精算により2,641万2,000円を減額するものでございます。次に、2ページ目の繰越金については、前年度の決算における繰越額の総額をすべて計上するため、4,121万7,000円を補正するものでございます。次に、諸収入の水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、貸付金の増により貸付金元利収入を133万8,000円増額するものでございます。次に、諸収入の雑入でございますが、下水道整備事業において契約約款を締結した工事で工事続行不能届が提出されたことに伴いまして契約を解除したことにより、契約約款の規定に基づき、請負契約の10分の1を違約金として補償会社から154万3,000円を支払っていただいたものでございます。また、当該工事において前払金を支払っておりましたので、工事の出来高部分を差引いた残りについて、過払い金とその利息を前払金余剰金として451万6,000円を補償会社から支払っていただいたものでございます。合わせて、雑入として605万9,000円増額するものでございます。また、雑入の消費税還付金でございますが、精算により還付金額が確定しましたので、5万円を減額するものでございます。次に、町債の下水道事業債でございますが、2,810万円を減額するものでございます。詳細につきましては議案で説明させていただきます。

続きまして、4ページの歳出でございますが、最初に総務費、総務管理費、一般管理費の給料でございますが、昇給により予算不足を生じたため、48万円増額するものでございます。次に、職員手当等でございますが、これは時間外等の増加により79万5,000円増額するものでございます。次に、共済費でございますが、共済費負担率が年度途中で上がったことにより31万7,000円増額するものでございます。次に、委託料でございますが、水質検査、下水道台帳作成委託の入札執行残により100万円を減額するものでございます。次の負担金補助及び交付金の退職手当組合の負担金でございますが、給料総額が当初の見込みより減少したことにより180万円減額するものでございます。次に、水洗便所普及費でございますが、大型浄化槽の廃止の貸し付け制度の利用者が増加したことにより180万円を増額するものでございます。次の5ページの事業費、下水道事業費、公共下水道整備費の委託料でございますが、実施設計業務の入札執行残により300万円減額するものでございます。また、工事請負費を200万円減額するものでございます。これは入札執行残によるものでございます。続きまして、補償補填及び賠償金でございますが、埋設管の移設が一部不用となったため、1,500万円減額するものでございます。次の公債費の利子の償還金利子及び割引料でございますが、当初の見込みより借入利率が高かったため、18万7,000円増額するものでございます。

それでは、11号議案をお願いいたします。第1条の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,922万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,719万5,000円とするものでございます。次に、第2条の地方債の補正でございますが、議案3ページをお願いいたします。下水道（流域関連公共下水道）事業債を事業費が下がったことにより1,990万円減額し、限度額を3億4,120万円とし、資本費平準化債でございますが、認可変更の計画量に変更したことに伴いまして率が下がったことにより820万円減額し、2億350万円とするものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第11号議案につい

て採決を行います。お諮りいたします。

第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第16、第12号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、退職被保険者等療養給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億320万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,923万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）それでは、第12号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料11の「平成18年度補正予算説明書」によりご説明いたします。まず、歳出からご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。1款の総務管理費の委託料の500万円は、後期高齢者医療制度創設に伴う国保システム構築業務の委託料でございます。2款の療養諸費の一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金の3,862万9,000円及び退職被保険者等療養給付費の負担金補助及び交付金の6,907万7,000円は、医療費が当初見込みより増加し、予算に不足が生じるため、増額するものでございます。次に、高額療養諸費の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金の754万6,000円は、はり・きゅうや補装具等の療養費の予算の不足を生じるため、増額するものでございます。また、退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金の512万2,000円は、療養費が当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。次に、5款の共同事業拠出金の高額医療費拠出金の負担金補助及び交付金の1,151万5,000円は、拠出金の額が確定したことに伴い、減額するものでございます。また、保険財政共同安定化事業拠出金の負担金補助及び交付金の34万7,000円は、拠出金の額が確定したことに伴い、増額するものでございます。次に、6款の保健事業費の保健衛生普及費の委託料の75万4,000円は、ヘルスアップ事業の入札執行残を減額するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款の国庫支出金、療養給付費等負担金の現年度分1,601万7,000円は、負担金の額が確定したことに伴い、減額するものでございます。また、高額医療費共同事業負担金の278万7,000円も、負担金の額が確定したことに伴い、減額するものでございます。4款の療養給付費等交付金の現年度分の5,074万7,000円は、負担金の額が確定したことに伴い、増額するものでございます。5款の県支出金の高額医療費共同事業負担金の278万7,000円は、負担金の額が確定したことに伴い、減額するものでございます。2ページをお願いいたします。6款の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金の1,153万3,000円は、交付金の額が確定したことに伴い、増額するものでございます。また、保険財政共同安定化事業交付金の1,515万5,000円も、交付金の額が確定したことに伴い、増額するものでございます。8款の繰入金の一般会計繰入金の500万円の増額は、医療制度改革に伴う後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築業務に係る費用でございます。また、基金繰入金の3,887万1,000円は、療養給付費の支出が当初見込みを上回ったため、繰入れるものでございます。9款の繰越金の86万4,000円は、前年度の繰越金でございます。3ページをお願いいたします。10款の諸収入の一般被保険者第三者納付金の172万円及び退職被保険者等第三者納付金の90万9,000円は、第三者行為による損害賠償金からの医療費返還分でございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、第12号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億320万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,923万4,000円とするものでございます。次に、4ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」でございますが、先に歳入歳出予算でご説明いたしました後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築業務が年度内に終える見込みがないために、500万円を限度に繰越明許費として設定するものでございます。以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案につい

て採決いたします。お諮りいたします。

第12号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第17、第13号議案、平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第13号議案、平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算(第2号)について。平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、医療給付費の増額の予算措置を行ったため、歳入歳出それぞれ1億1,095万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,230万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(加藤) それでは、第13号議案、平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。資料12の「補正予算説明書」をお願いいたします。それでは、2ページの歳出予算からご説明いたします。医療諸費の医療給付費の扶助費1億1,095万9,000円は、給付費が当初の見込みを上回ったことにより予算の不足を生じたので、増額するものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出でご説明いたしました医療給付費の増に伴い、法定負担金を増額するものでございます。まず、支払基金交付金の医療費交付金が7,450万1,000円の増額、次に国庫支出金の国庫負担金の医療費負担金が2,430万5,000円の増額、次に県支出金の県負担金の医療費負担金が607万7,000円の増額、次に繰入金の一般会計繰入金を607万6,000円増額するものでございます。

それでは、第13号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億1,095万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を23億2,230万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(原田) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第18、第14号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第14号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、介護保険システム改修のための予算措置を行うため、歳入歳出にそれぞれ257万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,046万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第14号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。資料13の「補正予算説明書」をお願いいたします。2ページの歳出予算からご説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の委託料257万8,000円は、医療制度改革に伴う後期高齢者医療保険料と介護保険料の相互の情報交換を行うためのシステム改修費でございます。

1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。国庫支出金の国庫補助金の事業費補助金71万5,000円及び繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金の事務費等繰入金186万3,000円は、歳出でご説明いたしましたシステム改修経費に対する追加でございます。

それでは、第14号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算にそれぞれ257万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億3,046万3,000円とするものでございます。次に、3ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」でございしますが、先に歳入歳出予算でご説明いたしました、システム改修が年度内に終える見込みがないため、257万8,000円を繰越明許費として計上するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほどから後期高齢者の医療の制度の問題についてずっと説明を聞いておったわけですが、今回の補正で一般会計で2,300万、それで補助が660万でしたか、ありましたし、今の説明で国保が500万、介護がこれで257万、これはシステムの相互の交換ということでありましたけれども、老人保健からはゼロという形になっておるわけですね。まずこれの、人口比の案分、2,300人の案分だろうと思うんですけれども。それと、その試算がどうなってるのか。

それから、今、老人保健では全くこの予算の説明がなかったわけで、来年度の予算を私は余り詳しく見ていないので、わからないんですが、大幅に75歳以上の人が後期高齢者の医療の対象になるということから、これに対する予算の方法、大きく影響してくるわけですが、この仕組みは予算上どうなってくるのか、これをお尋ねするんです。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）まず、補助金の計算方法といいますか、内容でございますけれども、介護部分の71万5,000円につきましては、これは国の予算の範囲内で関係市町への定額でございます。それと、一般会計と国保で先ほどの中で説明しておりますけれども、これについては基本額と加算額、基本額は定額ということでございますが、加算額は人口に対しまして1万人までが93円、それを超えるものにつきまして63円、こういう計算のもとにトータルしました2分の1が補助という形になっております。

それと、今後の予算でございますけれども、まず、今回上がっておるシステム内容につきましては制度改正によりどんどん変わっていくというものではございませんので、広域連合の方では改修費がかかると思いますが、市町村のシステムについてはそんなに負担はかかってこないのではないかと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）まず1つは、予算の仕組みの大枠を説明してもらったと思うんです。一般会計から2,300万出して、660万か何か補助があったわけでしょう。それから、介護は今のこういう257万、国保で500万出しておるんですね。それで、全体の後期高齢者の広域事業についてはどういう仕組みで予算の編成がなされるのか。

それと、老人保健、前の議案ですね、ここから拠出というのが全くゼロじゃったんですね、説明の中では。どこかに出てるか知らんが、医療費か何かで。しかし、ここが

一番今まで該当するところじゃったんですね。ですから、その会計予算の仕組みがまずわからんです。どういうところが主に負担をして、あと、介護保険はこれはシステムだけですね、今審議しておるのは。しかし、一般会計のところでは私がお尋ねしたら、ほとんどの会計が全部拋出するということがあった。しかし、今見ると、老人保健はご説明がなかったんです。その説明をお願いしたいということです。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）老人保健からの予算には一切上がっていないということでございます。これにつきましては、老人保健が20年で廃止になり、後期高齢者医療が始まるわけでございますが、制度的にはこれは引き継ぐものではなくて別物になるということでございますので、老人保健につきましては会計については全く別ということで、予算的には一般会計の方で19年度まで対応して、20年度から後期高齢者医療の特会をつくりまして、そちらで対応します。

それと、国保の方につきましては、国保も年金の特徴の関係でお互いの情報が必要となりますので、国保は国保で予算化をしておるといような形になっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私も理解しかねる。だから、例えばJRの高架事業みたいに、国が負担、県がどのぐらい負担をする、町村がどのぐらい負担をする、その中の負担の割合が国保と老人と介護と、今の老人保健については会計が先ではなくなるような今の説明でありましたから、その負担の割合をやっぱり算定する根拠がなかったら出んわけですから、その割合はどうなのか。それが明確でなかったら……。法ができてすぐですし、対応も今、執行部の方で十分されておるんだと思うんですが、急いでおるために、全体の把握がなかなか、県の指導のもと、それで処置しておるといようなこともあるでしょうが、しかし、我々の審議する方としてみれば、全体の仕組みがわからなかったら、部分的につついてみてもどうしようもないんです。それを会計のやり方、方法の説明を願いたいというお尋ねです。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）非常にこんがらがっておるんですけども、いわゆる後期高齢者医療制度というものは平成20年度からスタートします。そのために、一般会計で組んでおります3,280万円は、これは後期高齢者医療の準備のための一般会計で負担する費用としてのシステム改修費、プラス国保、介護、両方とも後期高齢者医療の非常に関連が

深いものですから、同じ情報をとってきますので、その情報を整理するための体系的な改修をする費用としてそれぞれの特会、国保と介護で組むと。老保は単独で動きますので、20年度からが後期高齢者。なお、まだ20年度も一部老保会計は残りますけれども、完全になくなるのは21年度以降になくすると思いますけれども、それまでについては老保会計も一部残ってまいります。そういう面で、20年度に向かっていくための準備的な費用を一般会計で負担するというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）依存財源との関係で質問いたします。一般会計その他の、公共下水道を除きますほかの特別会計、これを全般的に見て、国庫支出金と県の支出金、一般会計では多額の増減があるわけですが、国庫支出金も県支出金も。かなりあります。ご覧になったらわかります。結果的には2,500万円ぐらい減らしているわけですね。それと、国保の関係はオール減額です。老人保健は補正増。一番最後の介護保険は減額。この辺は3月議会でも今までずっとやってきた中で、私は補正予算を減額するというのは下の下だと思えます。論外の話だと思っています。ただ計数合わせだけのためのそれにすぎないんじゃないかと思っています。そうでなかったら、補正額というのは普通は増額すべきものなんですよ。じゃ、当初予算がおかしかったのか。午前中もいろいろ議論があったでしょう。補正を組んでいて不用額を出す、そんなことはあり得ないんですよ。だから、当初予算がおかしかったのか、そのとおりにやっていなかったのか、どちらかなんです。そういうようなことから見て、計数整理の面がかなりあると思えますけれども、今いろいろ佐中議員もおっしゃっていたんですけれども、国庫支出金とか県支出金、要するに依存財源ですよ、これが会計によってプラスになったりマイナスになったり。予算を組む上でどうなんですかね。考えておられることがあるんですか、これは。年度末になったから、たまたま計数整理上そうなったんだということなんですか。その辺をお願いします。

○議長（原田）桑原議員、今は第14号議案についての質疑ですから、13号、12号についてはもう終結して、皆さんの異議なしで通っていますから、前に余り触れないようにしてください。でないと、答弁する人が迷いますので、14号議案の平成18年度の海田町介護保険特別会計の補正についてのみの質疑にするように気をつけてください。桑原議員。

○6番（桑原）要するに、今の最後の介護保険はマイナスになっていますよね、減額補正をやっているわけです。だから、締めくくりに意味で、そういう会計ごとによってい

ろいろ増減があるのはどういう意味かねということを行っているわけです。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）介護保険につきまして257万8,000円の追加、増額予算がございます。今回、減額ではございませんけれども、補正予算と申しますのは、それは時々、社会情勢あるいは経済情勢、またいろんな施策の展開の中等々もろもろの要因があるわけでございまして、今回の介護保険の追加につきましても、20年度からの医療制度改革に伴っての新たなシステムを改修する費用が要ということでの追加予算をお願いするものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は14時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第19、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）本議会に提案しております平成19年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

昨年は、町制施行50周年の節目の年で、記念式典をはじめ、NHKのラジオ体操や総合公園でのイベントなど、住民の方々のご協力をいただきながら様々な記念行事を行いました。昭和31年の海田市町と東海田町が合併して以来、海田町を「住みよいまち」に

したいという先人たちの熱い思いとたゆみないご努力が今日の町の発展につながっているものと考えており、私も決意を新たに、これまで以上に「住みよいまちづくり」に取り組んでまいりる所存でございます。

次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、経済情勢でございますが、平成18年度の我が国経済は、消費に弱さが見られるものの、景気は回復傾向を続けており、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれております。このような経済状況のもと、本町の税収は法人町民税や固定資産税に若干の増加を見込んでおります。個人住民税につきましては、三位一体の改革に伴う所得税から住民税への税源移譲により、大幅な増加となったものの、逆に地方譲与税は大幅な減少となり、また、実質的な個人所得の伸びが税収に反映されていないのが実情でございます。

我が国の財政状況でございますが、国・地方を合わせた長期債務残高が平成18年度末においてもGDP比150%程度となる見込みであり、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にあります。

本町の財政状況につきましても、平成17年度決算による経常収支比率は86.8%と、財政の硬直化が見られるところでございます。また、合併を前提として実施した事業の元金償還の始まりなどにより、大幅な財源不足が見込まれ、ここ数年、このような状況が続いているところでございます。平成19年度予算（案）においても、財源不足に対応するため2億3,000万円弱の財政調整基金の取り崩しを行うこととしておりますが、このままの状況で推移すれば、数年のうちに財政危機を招来するおそれがあります。このような事態を避けるため、さらなる行政改革の実施計画を策定するとともに、事務事業の見直しを行うなど財政の健全化を図り、将来にわたって単独町政を維持していくための道筋をつけてまいります。

次に、平成19年度予算編成についてでございますが、平成17年9月に策定した行政改革大綱実施計画に基づき、事業の見直しや経費の削減等、財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で「住みよいまちづくり」の実現に向けた各種施策の推進と第3次総合基本計画の実施計画に掲げられた事業の実施を重点に取り組みしました。主な事業として、総合基本計画に示された施策の方法に沿ってご説明いたします。

第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。

生涯学習の推進につきましては、魅力あるまち・海田で生涯にわたって主体的な学習

活動をし、豊かな心をはぐくんでいけるよう、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などの支援に努めてまいります。平成18年に調査しました「文化・スポーツのアンケート調査」の結果を参考にして、住民の方々のニーズを分析し、事業運営、施設管理へ反映してまいります。生涯学習情報誌「いきがいた」の発行は、平成19年度もボランティアの皆様と一緒に協働で紙面づくりをしてまいります。芸術・文化活動の振興につきましては、高い文化・芸術に触れる機会として開催しております「クラシックコンサート」も引続き実施してまいります。公民館や図書館が住民の学習活動の拠点施設として、多様な学習ニーズに対応した講座の開設、資料等の整備をしてまいります。

学校教育の充実につきましては、知・徳・体の基礎・基本の徹底を目標に掲げ、小・中連携による特色ある学校づくりを推進し、基礎学力の定着に根ざした「確かな学力」の向上を図ります。また、豊かな心で人間らしく生きるための道德教育、生徒指導の充実に努め、新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成を目指してまいります。平成18年度から実施している小学校1年生及び2年生のクラスにおける30人を超える学級についての複数教員による少人数指導と、小学校2年生から6年生を対象にした学力検査を引続き実施し、教育指導や児童の学習の改善と充実に取り組んでまいります。学校図書整備でございますが、児童・生徒の読解力の向上と豊かな感性をはぐくむため、バランスのとれた図書資料の充実を図ってまいります。小・中学校の国際理解教育を推進するための英語指導助手の活用でございますが、英語に対する興味・関心を高めるとともに英語のコミュニケーション能力の向上を図るため、引続き実施してまいります。不登校やいじめの問題について、児童・生徒、保護者に対する相談・指導体制の充実を図るため、子どもと親の相談員をすべての小学校に配置いたします。また、引続き適応指導教室を開設するとともに、青少年指導員を配置し、子どもたちをサポートいたします。学校施設の整備につきましては、災害時の避難場所でもある海田東小学校体育館の大規模改造事業を実施し、耐震補強と内外装の改修を行います。このほか、海田小学校、海田中学校の窓に転落防止さくを設置する安全対策工事をはじめとし、海田南小学校給食室の改修、海田西小学校の放送設備改修など、学校施設の整備を行います。児童・生徒の安全対策でございますが、学校では通学路の安全マップづくりや防犯教室などを活用して危機察知能力や危険回避能力を養ってまいります。また、保護者に対しては不審者情報を緊急メールで提供してまいります。登下校の時間帯での巡回パトロールや子どもの見守りについては、地域の方々や学校安全ボランティアのなどの協力を得て安全確保

に努めてまいります。

明るく元気な青少年の育成につきましては、青少年の育成事業として、子ども会球技交歓会、子どもまちづくり講座などのスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の機会の充実を図り、主体的な活動ができるようなプログラムを提供してまいります。児童クラブにつきましては、4月から開設時間を2時間延長して夜7時までとし、下校後、保護者等が家庭にいない小学校低学年の指導を対象に、引続き基本的生活習慣、道徳性、社会性の育成に努めてまいります。

地域文化の継承と創造につきましては、ふるさと館において「むかしの暮らし展」や「海田ゆかりの文人墨客展」などの事業を企画しております。また、町で指定している文化財の案内看板を改修します。

スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、住民が生涯にわたって楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、ウオークラリーやグラウンドゴルフ等の活動機会の充実を図ってまいります。また、現在活動中の団体の育成・支援に努めてまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる社会の実現を図るためには、地域活動等や各種施策を総合的視野から計画的に推進することが重要となっております。このため、推進の基本となる男女共同参画プランを平成18年度に引続き19年度においても策定するよう取り組んでまいります。また、社会全体が男女共同参画社会の実現を目指し、関心と理解を深めるため、引続き啓発するとともに町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。

すべての人々が互いに人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指すため、人権啓発講演会をはじめ、花の栽培を通じて命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映やパネル展示を行い、人権侵害のない明るいまちづくりに取り組んでまいります。

第2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。

安心して暮らせる高齢社会の形成につきましては、第3期の高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の皆さんがいつまでもお元気で生き生きと生活できるよう、日常生活支援事業や認知症予防対策事業など、健康づくり事業の推進に取り組んでまいります。団塊世代の大量退職時代を迎え、退職後の皆さんがこれまで培った豊かな経験と知識を生かし、積極的に地域とつながりを持ち、いろいろな活動に参加していただくことで、地域

への貢献と、豊かで健康な生活を送っていただくため、就労サポートと生きがい対策の拠点となるシルバー人材センターや老人クラブに対して引続き支援を行ってまいります。

子育て環境と児童福祉の充実についてでございますが、出生率の低下に伴う少子化の急速な進行により、家庭、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。こうした状況を踏まえ、子どもを安心して産み、育てることができ、心身ともに健やかに成長できる環境整備を図るため、ひまわりプラザを福祉課の所管に移し、子育ての拠点として活用の転換を図り、次世代を担う子どもを育成する家庭の支援を行います。また、保育所、児童館、児童クラブ等には、不審者の侵入に備え、ネット銃を配備し、児童福祉施設等における乳幼児等の安全確保を図ってまいります。児童手当については、小学校修了前までの年齢拡大に加え、ゼロ歳から3歳未満までの乳幼児につきましてはさらに加算措置を設け、児童養育家庭の負担の軽減を図ります。保育運営事業につきましては、特別保育事業であります延長保育・一時保育事業の充実のほか、引続き、未就園児に対する園庭開放や妊婦に対する保育体験事業を行い、地域に密着した保育所運営を目指してまいります。核家族化が進む中、子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、子育て支援センターを中心に子育て相談、親子教室、食育講座等を行いながら乳幼児家庭の応援に努めてまいります。特にひまわりプラザでは、従来の小学生講座に加え、子育ての拠点として子育てパスポート事業、ファミリーサポート事業、子育てサークルの育成事業を行い、親子で気軽に集うことができる場づくりに積極的に取り組んでまいります。産後間もない母親が一時的に心身の不調となり、育児が困難となった場合には、保健師等による家庭訪問の充実に加え、ヘルパー派遣を行うなど、乳児を持つ家庭の支援を図ってまいります。母子保健健康事業につきましては、保険診療以外の不妊治療を受けた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るための不妊治療費助成制度を引続き行い、費用の一部を助成いたします。県移譲事務として新たに加わる未熟児訪問や新生児の家庭訪問を充実させるとともに、幼児健診、育児相談等を引続き行い、親子の心身の状況を把握しながら、育児不安の解消や児童虐待の未然防止に努めてまいります。妊婦一般健康診査につきましては、妊婦の健康管理と胎児の発育観察を目的に妊娠前期と妊娠後期に交付をしている妊婦一般健康健診受診票を2枚から5枚に交付枚数の拡大を図り、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ってまいります。また、妊婦一般健康診査の重要性について、妊婦や住民の方に広報等を通じて積極的に周知してまいります。子育てを母親任せでなく、夫にも出産前から「父親になる」自覚と責任を持つよう「お父さん手

帳」を母子手帳交付時にあわせて配付し、父親の育児参加の意識の高揚を図ってまいります。

健康づくりの推進につきましては、保健センターを中心に、幼児期から高齢者までの幅広い年齢層の健康増進を推進します。特に生活習慣病予防として引続き内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診や、栄養、運動、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向けた保健指導の充実を図り、事業展開に取り組みます。食育につきましては、健全な食生活の推進を図るため、その重要性について広報等を通じて周知してまいります。疾病の早期発見・早期治療を推進するため、がん検診や基本健康診査の受診率向上に努めます。乳児のＢＣＧ予防接種は、集団接種として保健センターで実施しておりましたが、医療機関での個別接種に変更し、接種機会の拡大と利便性の向上を図ってまいります。また、健康づくりの意識の向上及び取り組みを効果的、総合的に推進するため、平成29年度までの10年間の基本指針となる健康増進計画「健康かいた21」を策定いたします。

地域福祉の推進につきましては、引続き社会福祉協議会、民生委員等と連携し、福祉活動の充実を図り、地域に密着した、人々に優しい思いやりのあるまちづくりの推進に努めてまいります。障害者福祉につきましては、平成18年度から障害者自立支援法が施行されました。制度の運用に当たりましては、障害者の方々へ十分に配慮しながら円滑な運営に努めてまいります。障害福祉計画に基づき、障害を持つ方々が地域で日常生活や社会生活ができるよう、給付サービスの充実や地域生活支援事業等の充実を図ってまいります。その他、地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、地域自立支援協議会を設置し、障害を持つ方々が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。精神保健事業につきましては、引続き通院医療費助成を行い、精神障害者の方が安心して治療を受け、安定した生活ができるよう、経済的負担の軽減を図ります。また、心の健康づくり事業として精神保健福祉相談、健康教育を実施し、住民の精神疾患の予防、早期発見に努めてまいります。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。

災害に強いまちづくりにつきましては、広島県と一体となって総合行政通信網の整備を行い、より早い災害情報の伝達システムを構築します。これにより災害状況等の情報が国・県・町間で共有化され、迅速な支援体制による被害の軽減や効果的な対策を図ることが可能となります。住民の皆様に避難場所を周知するため、拠点避難場所の看板を

設置します。また、瀬野川の洪水ハザードマップを作成いたします。想定される浸水区域やその程度などを表示していますので、大雨等の自然災害による避難勧告を発令したときの避難経路や避難場所についての資料となるものと考えております。曾田・国信地区の排水対策として設置しております竹貞ポンプ場の排水能力を上げる目的で、ポンプピットを拡張するための用地を購入いたします。消防事務につきましては、4月1日から広島市に委託します。委託に伴い、広域消防としての機能が充実し、消防力が向上するものと期待しております。新規事業として、建築物の地震に対する安全性に関する町民の意識向上と、みずからの財産を災害から守ることに寄与するため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅に対してみずから耐震診断を行うとき、費用の一部補助を実施いたします。冠水対策といたしまして、窪町地区、昭和町地区の浚渫を行います。

暮らしの安全と安心の確保につきましては、多発する犯罪から住民を守り、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めてまいります。特に子どもやお年寄りを犯罪被害から守る事業を重点に取り組んでまいります。防犯対策としましては、平成15年度から実施しております夜間防犯パトロール事業が犯罪の抑制に一定の成果があったことから、平成19年度も引続き実施し、犯罪の防止に努めてまいります。あわせて、自治会や防犯組合など、各種団体の皆様が自主的に行われるボランティア活動につきましても引続き支援してまいります。交通安全対策といたしましては、引続き、地域ぐるみの交通安全運動を進めていくため、海田町交通安全協会の取り組みを支援するとともに、交通安全施設の整備を進めてまいります。また、歩行者、自転車などが安心して通行できるよう、あんしん歩行エリアの整備を引続き進めてまいります。平成18年度に策定しました海田町国民保護計画につきましては、広報等で住民の皆様に周知するとともに、職員体制を整備してまいります。

海田総合公園につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入し、民間業者に管理運営をゆだねることにいたしました。民間のノウハウを活用することによって、より一層の住民サービスの向上が図れるものと期待しております。第2期事業としてのキャンプ場の整備につきましては、引続き関係地権者と交渉を重ね、用地の購入を進めてまいります。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。

環境に優しい社会の実現につきましては、平成18年度に策定しました環境基本計画に基づき、地域ぐるみで環境に優しい取り組みがされるよう啓発してまいります。地域で

の環境問題への取り組みは、個々の足元からきれいにしようという行動・実践が大切であると考えます。美しいまちをつくるのは住民一人ひとりであることを再認識していただくために平成18年7月から施行いたしました美しいまちづくり条例に基づき、快適な生活環境の向上に努めてまいります。

廃棄物処理対策の推進につきましては、ごみの減量化、資源化の重要性を町民の皆様には十分ご理解いただき、分別の徹底を図り、排出抑制に努めるとともに、新たにプラスチック類のうち白トレイの分別収集を実施します。大型ごみ等の不法投棄の監視につきましては、町内パトロールを強化するとともに、再資源化の重要性を十分認識していただくなど、責任意識の啓発に努めてまいります。

第5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。

平成19年3月にJR海田市駅自由通路の南北にエレベーターを設置し、駅利用者及び駅南北の自由通路のバリアフリー化が実現いたしました。今後は、JR西日本に対し、駅構内を含めたバリアフリー化の推進を要望してまいります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、地元の方々と協議しながら、現事業区域を縮小し、東地区の2ヘクタールを土地区画整理事業で整備するための都市計画及び事業計画の変更を行ってまいります。また、西地区の3.6ヘクタールは、道路整備計画等を中心とした地区計画を定め、関係権利者と話し合いをしながら、都市計画決定等の法的な手続きを東地区と同時に進め、駅前にもふさわしいまちづくりを進めてまいります。

都市計画道路新開蟹原線につきましては、用地買収のおくれから、期間の延長に係る変更を行い、大立町から県道矢野海田線までの区間につきましては平成20年度完成を目標に平成19年度も引続き用地の購入を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、平成19年1月に、事業主体である広島県、広島市が高架本体工事着工を7年間先延ばしにする中で、平成19年度も引続き用地買収を進めることにしておりますので、本町といたしましては関係自治体と連携を図りながら事業費の負担を行ってまいります。生活道の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な通行を確保するための整備を進めてまいります。三迫地区の生活幹線道路である町道6号線バイパスの用地購入を進めてまいります。工事につきましては、町道6号線バイパス、町道6号線、町道169号線及び海田市駅南口駅前広場の改良を実施してまいります。歩道整備につきましては、歩行者や自転車の安全と自動車交通の円滑化を図るため、町道10号線歩道改修事業を実施いたします。道路の維持・管理の一環として、引続き道路里親制度による清掃美化や、

緑化作業を行うボランティア団体を募集し、活動を支援してまいります。海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、J R利用者の利便性の向上を図るとともに、駅周辺における自転車・バイクの放置及び盗難防止に努め、良好な環境を保つために引き続き自転車等駐車を運営してまいります。町内循環バスにつきましては、2カ年にわたる実験運行の結果や住民の皆様のご意見、さらには検討委員会からのご提言等を参考に、町内の公共施設利用者の利便性の向上や交通不便地域の解消等を図ることを目的として平成19年度から本運行に移行してまいります。また、循環バスが長く住民の皆様に親しまれ、愛される存在となるよう、愛称の募集を行います。

電算システムにつきましては、平成19年2月に新システムが稼働しているところでございますが、これを有効に活用し、さらなる事務の効率化と住民サービスの向上を図るなど、電子自治体の構築に向けて取り組んでまいります。ホームページの作成に当たっては、業務担当者みずからが簡単な操作でホームページの更新ができるよう、新たにホームページ管理システムを導入し、より迅速な情報発信と内容の充実に努めてまいります。

第6点目は、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。

農業振興につきましては、農産物品評会など、農家の生産意欲の高揚を図るための支援をしてまいります。また、昨年度と同様にイノシシによる農作物の被害が懸念されますので、その駆除に対して支援をいたします。鳥インフルエンザについても、本町には養鶏農家はありませんが、鳥を飼っている方がおられ、引き続き防疫対策をとってまいります。水産業振興につきましては、ノロウイルス風評被害を受けた漁業者の支援に取り組んでまいります。林業振興につきましては、森林を健全な森林として維持・管理し、次世代に引き継いでいくため、平成19年度から導入されるひろしまの森づくり事業交付金を活用し、本町の山林が荒廃しないよう適切に維持・管理してまいります。

工業・商業・サービス業の振興についてでございますが、商工業者の経営の安定化と維持発展を図るため、海田町中小企業預託融資制度の活用促進を図ってまいります。町内商工業の総合的な発展を図り、地域経済の活性化を推進するため、商工会が取り組む経営改善普及事業等に引き続き支援をしてまいります。

勤労者の生活の安定と向上につきましては、引き続き中国労働金庫に対して預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費等の低利融資制度の利用を促進し、勤労者福祉の増進に取り組んでまいります。

第7点目は、「参加と連携による地域ぐるみのまちづくり」でございます。

地方分権が進み、地方自治体が地方政府として自立することが求められており、市町村も国や県と対等な立場を保ちながら、その地域におけるまちづくりや自治の基本原則について市町村がみずからの意思を持つ必要があります。このような中で、本町においても住民との協働によるまちづくりの形成に向けて、わかりやすい町の情報提供、町の会議の公開及び政策形成に町民の意見を反映し、その決定までの過程の公正性と透明性を確保するための制度等を内容とする条例の策定に向けて取り組んでまいります。なお、策定に当たりましては住民の皆様のご意見を十二分にお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。住民参加のまちづくりの一環として、町長のぶらり訪問やタウンミーティング、意見箱の設置などを継続して行い、住民の皆様のご意見やご要望を町政に反映してまいります。引続き月に2回メールマガジンを配信し、情報の共有化を図るとともに、住民参加型コラム「かいたリレートーク」などにより協働のまちづくりを目指します。このほか、海田町活性化委員会を開催し、新たな行政改革の具体的な取り組みなど、町の重要なテーマについて委員の方々からご意見をお伺いし、今後の町政運営の参考にいたします。

町税等の収納対策でございますが、平成19年度は三位一体の改革の一環として、国税の所得税から地方税の個人住民税への税源移譲や、定率減税の廃止などに伴い、町税全体では約3億3,000万円の税収増が見込まれております。この移譲された税源等を確保するために、昨年度にも増して徴収強化を図る必要があります。そのため、滞納整理の進行管理を綿密に行い、悪質な滞納事案につきましては財産調査を積極的に実施し、差し押さえ等の滞納処分をより強力に進めてまいります。また、平成19年度の差し押さえの新たな試みとして、滞納者所有の自動車のタイヤをロックし、差し押さえた自動車を運行させないことにより差し押さえの効果を上げるためのタイヤロック機器を導入いたします。さらに、口座振替制度の推奨やコンビニ納付を積極的にPRし、納期内納付を推進するとともに、滞納の未然防止を図るための夜間納付窓口の開設や文書・電話催告などにより徴収率の向上を目指してまいります。

戸籍事務につきましては、これまで手作業で行っていた戸籍事務を電算化いたします。戸籍システムの稼働は平成20年4月からとなりますが、これにより戸籍事項の記載や内容の確認が容易となり、正確で迅速な事務処理ができるため、証明書の発行等に要する時間を大幅に短縮することが可能となります。

平成19年6月4日から旅券発給事務の窓口が県から権限移譲され、町に設置されます。これにより、今まで広島市内まで行かなければならなかった交付申請や受け取りが役場の窓口で行われるようになり、町民の皆様の利便性の向上が図られることと思います。

公共下水道事業特別会計におきましては、平成19年度も雨水整備及び汚水整備を引続き進めてまいります。雨水整備につきましては、蟹原地区の浸水解消を図るため、県道矢野海田線に瀬野川左岸排水区中雨水幹線を延伸してまいります。汚水整備につきましては、海田中央第3、海田東第1、海田東第2及び砂走第1処理分区の上市、成本、石原、寺迫1丁目、寺迫2丁目、国信1丁目、畝1丁目、畝2丁目地区の幹線整備及び面整備を進めてまいります。これにより整備面積は約387ヘクタール、処理人口は約2万5,000人となり、全体面積の63.2%が整備され、人口普及率は84.9%になる予定でございます。

国民健康保険特別会計におきましては、厳しい運営状況でございますが、医療制度改革に適切に対応し、効率的かつ効果的な運営に努めてまいります。また、今後とも、国民健康保険の安定した運営のため、口座振替やコンビニ収納の促進を図りながら、なお一層の保険税収納率の向上に努め、財源を確保しつつ、医療費の適正化を図ってまいります。保健事業でございますが、生活習慣病予防としてヘルスアップ事業を引続き実施いたします。平成20年4月からは医療制度改革により、新たに後期高齢者医療制度が創設され、国民健康保険の運営体制も大きく変わってまいります。このため、今後の国民健康保険の運営等について被保険者の皆様のご理解が得られるように、検討を重ねてまいります。

老人保健特別会計におきましては、今後、高齢化がさらに進むことにより医療費の増加が見込まれております。こうした医療費増への対応策といたしましては、高齢者の自立支援の観点から、一般高齢者等の予防事業及び介護保険の介護予防事業の実施により、一体となって医療費の抑制に努めてまいります。また、レセプト点検の強化により医療費の過誤請求の是正を図ってまいります。平成20年度から老人保健制度の廃止により後期高齢者医療制度に移行することに伴い設立された運営主体の広域連合に職員1名を派遣し、構成市町と共同で準備を進めてまいります。

介護保険特別会計におきましては、平成18年度策定の第3期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図ってまいります。特に介護予防施策に重点を置き、引続き一般高齢者対象の水中健康教室や筋力向上トレーニング事業を実施いた

します。新たな事業として、思考力の活性化等により認知症予防を図るために、いきいき健康マージャン広場事業を実施します。日常の生活動作能力の維持・向上を目指し、身体機能の保持及び柔軟性の強化を図るため、健康遊具5基を日の出公園に設置し、介護予防うんどう広場事業を実施いたします。改正介護保険法で創設された地域密着型サービスの基盤整備として小規模多機能型居宅介護サービスを提供するために準備を進めております。平成18年度に海田町社会福祉協議会に委託し、福祉センター内に設置しました地域包括支援センターを保健事業との相互支援体制構築により地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に行うため、運営形態を直営とし、保健センターに設置することといたしました。引続き要介護認定、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、適正な保険財政の運営に努めてまいります。

水道事業会計におきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するという重大使命を達成するため、老朽管及び浄水設備の改良等、水道施設の維持・管理を主力に推し進めてまいります。施設整備の主なものといたしましては、瀬野川横断送配水管の布設替、緩速ろ過池の改修及び耐震管を採用した管網整備を行ってまいります。長期的な観点から整備目標とそれに対する課題を解決するため、海田町地域水道ビジョンを作成してまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町勢発展に邁進する所存でございますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（原田）以上で施政方針演説を終わります。施政方針に対する質問については明日予定していますが、ほかに質問・質疑のできる場があるものについては、できる限り、設置を予定しております予算審査特別委員会または一般質問の場で質疑・質問を行っていただきたいと思います。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後3時28分 延会